

平成15年3月6日(木曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年3月第1回定例会

議事日程第2号

平成15年3月6日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成15年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成15年3月6日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1	寒河江市情報化計画について	パソコン設置の機種を選定と予算について 庁内ラン・セキュリティポリシーの実施時期について 情報通信技術講習会の充実について 議会中継システムについて	7番 柏倉 信一	市長
2	構造改革特区の取り組みについて	規制緩和を通じた新しい事業やサービス、農業支援等の今後の取り組みについて	8番 鈴木 賢也	市長
3	農林業振興の研究会設置について	変革する農業、農業経営の方向性と寒河江型農業の位置付けについて		市長
4	エコファーマーの取り組みについて	エコファーマーを利用した寒河江型農業の取り組みについて		市長
5	中学校給食の実施について	中学校給食の実施を求める親たちの声をどのように受けとめるのか 周辺市町の実施状況、時代の流れ、需要と必要性について 心と体を育む中学校給食の意義について 平成10年に文部省体育局が出している「食」に関する指導の充実についてをどのように受けとめているか	16番 佐藤 陽子	教育委員長
6	食の安全安心について	土壌残留毒性対策の充実について	11番	市長
7	土地利用について	開発行為に伴う事前指導の対応について (イ) 建築基準法に照らして (ロ) 寒河江市開発指導要綱について	高橋 勝文	市長
8	行政改革について	昭和47年から行われてきた地籍調査事業を平成15年度から廃止としているが、40%を超える未調査の対応について	2番 松田 孝	市長
9	福祉政策について	憩いの場「老人福祉センター」の諸課題について (イ) 時間の延長について (ロ) 料金について		市長
10	スポーツ振興について	若年層を中心にローラースポーツやバスケットゴールが流行しているが専用の施設整備について		教育委員長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第 2 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐藤 清議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は 1 議員につき答弁時間を含め 1 時間 30 分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

柏倉信一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 1 番について、7 番柏倉信一議員。

〔7 番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 おはようございます。

先般、議員定数削減問題で激論と熱気に包まれた本議場ではありますが、日付もかわり、気分を一新して、新たな課題に通告番号に従い質問に入らせていただきます。

ことし 1 月 21 日、定例議員懇談会に寒河江市情報化計画を策定した旨報告されました。

私が、昨年 9 月議会で提言した G I S 地理情報システムも検討課題として記載されており、私の持論である地方都市こそ情報に強くなくてはならない。時差や距離感を克服していく最大の武器となる情報技術に着目していることは喜ばしい限りです。

平成 15 年度当初予算編成は、市税全体で 4.5%、地方交付税 8% 減となる厳しい予算編成となる中で、教育文化事業で情報教育推進事業に 3,821 万 8,000 円、総合行政システムに 951 万 6,000 円、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業に 1,255 万 1,000 円、ホームページ更新、市民パソコン講座開設などに 471 万 5,000 円となっており、数少ない絞り込んだ重点事業の中に、厳しい財政状況の中で計上されたことに、「e 市さがえ」の実現に向けて意気込みを感じ、敬意を表する次第です。

さて、その寒河江市情報化計画の何点かについて、私の考え方も含めて質問させていただきます。

行政内部における情報基盤の整備の中で、パソコンを必要とする職員については、1 人 1 台の配置を可能な限り、早期実現に努めることとあります。行政改革を進める上で、職員の削減は避けて通れないところであり、職員の負担は当然重くなるわけですので、事務作業の効率を上げるため当然の措置と思いますが、庁舎内を見ると、パソコンの機種は圧倒的にノートパソコンが多いようですが、私は役所で使用するパソコンは価格の面、パソコンの機能、セキュリティ対策、職員の健康上などの点で、デスクトップが向いていると考えます。

特に、情報化計画の中で、システムやネットワークを操作する職員の操作者カードとして IC カードを使用し、市行政内における個人情報の保護対策とする旨、記載のとおり行政における内外からのセキュリティ対策は大変重要であり、デスクトップの方が管理上楽であると考えます。

そこで伺いますが、今後のパソコンの設置はどの程度の予算を必要とするのか、また私の申しあげた機種の選定については、どのように考えておられるのか伺います。

次に、ネットワークは情報化の基礎基盤であるとの認識から、庁内 LAN を早急に整備するとありますが、具体的にいつごろをめどにしておられるのか、セキュリティポリシーの策定とあわせて伺いたいと思います。

次に、講習会などの充実による人材の育成について伺います。

当然のことですが、どんなにハード面が整備されても市民が情報機器を十分使いこなすための知識能力がなければ意味がなく、市民の知識能力向上が情報化推進のかぎとなるのは当然であります。こうした観点から、恒常的な知識、技術の習得の機会を提供する意味で、講習会の充実を挙げていると解釈しておりますし、的を射たものと言えます。

しかし、現実的には、若年層はパソコンを習得することは容易ですが、年をとってくるとチャレンジするのは、勇気の要るところです。恐らく本議場におられる大半の人がそう考えておられるのではないかと思います。パソコンアレルギーはまず、活字が思うように打てないのが第一関門でしょうと、少なくとも私の場合はそうでした。幸いにしてよい講師に恵まれ、恥を忍んで 3 週間お世話になり、俗に言うブラインドタッチ、すなわち文字盤を見ないで 10 本の指を使いこなすようになりました。やってみると昔のそろばんのようなもので、体で覚えるとそう大したものでもありませんが、それから急速にパソコンに興味を持ち始めました。

また、パソコンを難しく見せる原因は二つあると言われます。一つには専門用語であり、二つにはパソコンを使えない人から見て、人が操作するパソコンのスピードにあるとも言われます。二つともなれてしまえば大して難しいものではありません。

情報通信技術を習得する上で何よりも大切なのは、これからのライフスタイルはもちろん、いかなる職種の仕事上でも、無論我々議員もそうですが、パソコンは必要不可欠であるとの認識を持つことだと考えます。少し大変なのは情報通信技術の分野では技術の進歩が著しく、機器の性能は驚異的なスピードで向上しているため、ついていくのが非常に困難であるということです。こうした点を踏まえ、講習会の中身について質問をします。

1 番目に、情報技術のこれからの必要性をどのような方法で市民に周知を図るのか、開催の案内はどのような方法にするのか。

2 番目に、講習会は有料か無料か、また、有料の場合は幾らを予定しているのか。

3 番目に、初心者向けの講座にブラインドタッチや公共施設の予約システムなど、行政手続に関する操作方法を加えるべきと思うが、取り組み方について。

4 番目に、パソコンの初心者に対してピンポイントでアドバイス、サポートする専任者を市役所内部に置いてはどうかと思うが、考え方について。

5 番目には、さまざまな団体に要請があった場合、出前IT講習会をやってはと思うがなど。

以上、5点について市長の見解を伺いたいと思います。

次に、議会中継システムについて伺います。

議会の情報提供を拡大し、議会を身近なものとするため、審議内容をリアルタイムで市民に伝えるため、インターネットを介した議会の中継システムの導入を検討する旨、記載されておりますが、情報公開の時代であり、行政の抱えている問題点、寒河江市が直面している事件について、いち早く市民に理解をしていただく上で、また、我々議員の本来の仕事を理解いただく意味でも大変重要なことと考えます。これまでも、議会だよりを通じて審議内容が市民に報道されておりますが、限られたほんの一部しか掲載できない部分があり、ぜひ早期に実現すべきと考えますので、実施時期はいつごろを予定しているのか伺って、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、現在のパソコンの配置状況を申しあげますと、端末として利用しているものも含めると、必要とする職員への充足率は約 70%でございます。導入総台数は 239 台と数えられております。その中では、ノートブック型を圧倒的に多く導入しております。

情報化計画の中では、国県とのネットワークを介した情報交換や、行政事務の効率化、迅速化などのため、必要とする職員については、可能な限り早期に 1 人 1 台の配置を行うこととしており、現在のパソコンの充足率から見ますと、今後残りの約 30%について順次配置を進めていくこととなります。

御質問が、機種を選定と予算についてもございました。常時パソコンを利用し、業務を行っている場合には、OA デスクなどを配置の上、デスクトップ型を導入しておりますが、それ以外につきましては、机上の設置スペースの確保が困難なことや、事務効率などを考慮した上で、ノートブック型を選択し、導入しているものでございます。

ノートブック型とデスクトップ型の予算の御質問もありましたが、デスクトップ型を選択した場合には、新たな場所の確保とそれに伴う OA デスクなどの調達が必要となりますが、それでもノートブック型を選択した場合に比べ導入経費はほぼ同程度か、幾らか低くなると思っております。1 人 1 台のパソコン配置を実現するため、残り約 30%の導入経費としましては、機器の性能や価格も変動しておりますが、ノートブック型の場合、およそ 2,000 万円、デスクトップ型では、1,600 万円程度と考えております。さらに、デスクトップ型を導入した場合は、机等の備品購入費として 300 万円から 400 万円程度かかるのではないかと考えております。

セキュリティーの面でございますが、デスクトップ型が有利ではないかとのお話がございましたが、デスクトップ型に限らず、個人情報を取り扱うシステムに関しては、保管方法も含めた各種のセキュリティー対策を施しております。その場合には、個人情報保護対策審議会に諮り、そのセキュリティー対策等についても審議をいただくなど、万全を期しているところでございます。それ以外のパソコンについては、専ら文書作成や資料作成などに活用しており、個人情報などは記録保管しないようにしているところでございます。

次に、市内 LAN とセキュリティーポリシーの件でございますが、本庁舎内の LAN につきましては、今年度において準備を完了しており、インターネットによる情報検索や、電子メールによる文書の交換、周辺機器の共有といった内容で使用しているわけですが、市が保有する情報の共有化や庁舎内外の連絡通信の効率化、さらには各種の業務を効率的に処理し、しかも、情報通信機器の高度な利用を図っていくためには、本庁舎以外の市の施設ともネットワークを構築していく必要があります。5 年間の計画年次内の整備を図ることを目標としているものでございます。

本庁舎内の LAN のセキュリティーについてでございますが、LAN には個人情報を取り扱うパソコンの接続を認めないなど、個人情報の保護に留意しておりますし、さらに外部から侵入などのネットワークに対する脅威をなくするため、ウイルス対策などの対策を施しております。

ネットワーク上のコンピューターの安全性を維持するための対策規定であるセキュリティーポリシーにつきましては、平成 15 年度構築予定の国や地方自治体を相互に通信回線で結合する総合行政ネットワークシステム、いわゆる L G W A N の運用開始までに策定する予定でございます。

次に、情報通信技術講習会の充実についてのお尋ねがございました。情報化を円滑に推進し、IT を用いた情報の活用を行うためには、機器及びソフトウェア等についての一定の知識や技能が必要であり、市民が情報通信機器を十分に使いこなすための知識能力向上策が情報化推進のかぎになると考えております。

これまで技術交流プラザや、フローラSAGAE、それから文化センターを会場といたしまして、複数の課が担当して開催していたものを平成14年度からは企画調整課が一元的に担当し、市民の方がよりわかりやすいように体系的に組みかえて実施したところでございます。講習会の開催案内は、今申しあげましたとおり、市民にわかりやすくするため、年度当初、市報に年間スケジュールを発表し、さらに開催一月ほど前に募集案内記事を掲載しております。15年度では、14年度よりさらに開催回数が増などを行い、さらなる充実を図ることにしております。

情報通信技術の必要性を市民にどのような方法で周知していくかというようなことでございますが、初心者向け講習会の冒頭で、その必要性を説明しているところでありますが、今後においてはその時間をふやすなど、さらに説明していきたいと考えているところでございます。

そのほかには、広く一般の市民の方にパソコンの便利さや有用性を直接体験の上、感動を実感していただくため、市の施設にパソコンの体験コーナーを設置することなども一つの方法であると思っております。

次に、パソコン講習会の受講料のことでございますが、これまでも講習会につきましては、受講料無料で開催しております。ですが、テキストなどの教材費は御負担もしくは購入していただいております。今後においても同様の負担はお願いしていく考えでございます。

講習会の内容についての御質問でございますが、初心者向け講習会では、全くパソコンに触れたことがない方が基本操作、それから簡単な文書作成、インターネットによる情報の検索、電子メールの使用ができるようになることを目標に開催しております。

いわゆる目で見ないでキーをたたき、ブラインドタッチを講習会の内容に含めてはどうかということではございますが、まず初心者向けの講習会では、基本操作などが身につくような講習内容とすることが重要と考えておりますので、これらをマスターした方の次の課題であると思っております。なお、公共施設予約システムにつきましては、何らかのシミュレーションのような形で講習会の内容に組み入れられるか検討してまいりたいと思っております。

次に、パソコン初心者をサポートする職員配置のお話でございますが、パソコン初心者をサポートする職員の配置につきましては、パソコンの疑義に対するサポートを業としている業者がいることから、市がそうしたことに携わるのはいかがなものかと考えております。

それから、出前IT講習会でございますが、出前によるIT講習会はパソコンの移動設置とか、通信回線や電源の確保といった問題がございます。すぐには実施することは難しいものと思っております。当面、設備が整っている文化センターなどに来ていただければ、講習会を開催できるのではないかと考えております。

次に、議会中継システムについてでございます。市議会の情報提供を拡大し、議会をより身近なものとするため、審議内容をリアルタイムで市民に伝えることができる議会中継システムは有効な手段であると思っております。このような中継は、テレビやケーブルテレビで行うのが一般的でございますが、お話にありましたようにインターネットを介し、安定した中継を行うためには、配信設備の整備やそれを操作する職員をどうするかなどの諸条件を整える必要があることから、今回策定した情報化計画の中では、将来に向けた課題としているものでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 柏倉議員。

柏倉信一議員 答弁ありがとうございました。

先般、3月3日の全員協議会、そして議会開会日に示された平成15年度施政方針の中で市長は、1市2町の広域合併を平成17年3月をめどに進めることに強い意欲を示しておられます。

今後、合併問題は、議場において本格的に議論されることと思いますが、合併となれば、私の住んでいる日田から始まり幸生、田代、西川町の大井沢と志津、朝日町の太郎という広範囲にわたるまちを包括することになります。そうしたことも含めて合併ということになれば、税務計算を初め、各課にある書類の一元化や連絡系統、指示系統、こういったものを徹底していく上で、また、合併の大きなメリットとなる行政のスリム化を進める上で、情報通信技術は非常に大切な部分になるのではないかと、私としてはそんな意味合いも頭に置いた中で、このたびの質問をさせていただいた次第です。

機種を選定については、いろいろ話をすると長くなりますので、私の意図するところとはちょっと違うのかなというふうに思っておりますけれども、今、申しあげたようなことも想定しますと、扱うデータ量というのは相当なものになるわけで、機種の中でもノート型というのと、デスク型というのでは、いわゆるわかりやすく言うならば、倉庫の量が大きいのがデスクトップなわけですから、そういったものも含めるとデスクの方がいいのかなというふうに思っております。

LANとセキュリティポリシーの件をお聞きしました。これは、ちょっとLANの方がまだおくれるような話でございますので、私が考えたのはセキュリティポリシーとLANと同時に進まない大変なのかなと、今の市長の答弁をお聞きしているとポリシーの方が先に行くというようなことのようにございましたので、ポリシーの方が先に行くということであれば、問題はないと思いますが、いずれにしても、これだけ役所の中の資料が膨大になっているわけですから、LANの構築もぜひ早期に導入していただきたいものだなというふうに思います。

セキュリティーにはいろいろな問題がありますけれども、私の知っている民間会社の社長にお聞きした話によると、パソコンが壊れたので修理に出したと、修理した先でデータを全部コピーされてしまった。ある意味では犯罪行為に匹敵するようなものですが、今はパソコンの中からデータを抜き出して消した状態で修理に出しても、それでも、情報の中身を取り出すというような方もいらっしゃるようでございます。そんな意味合いも含めてセキュリティポリシーの重要性というものを再度提言させていただきたいなというふうに思います。

講習会の件に関しては、何点か質問をいたしました。前に一般質問をさせていただいたときも申しあげましたが、これからは、民間においても当然のことですし、行政においてもそうですが、情報技術の活用というのは、物すごい勢いで進んでいくのではないかと。反面、デジタルデバイド、いわゆる情報格差というのが逆に出てこないのかなというふうに、私は一番懸念しているところです。知らない者が損をして、知っている者だけが得をすると、使えるやつだけが得をして、使えない人は損をすると、簡単に言うならばそういうふうな表現になるだろうなというふうに思いますけれども。そんな意味で、ぜひ市民にパソコンの必要性、いわゆる情報技術の必要性というものを強く訴えていくべきではないのかなというふうに思うわけでございます。

市長の答弁では、パソコンのアドバイザーの設置や、出前IT講座、民間にゆだねる、あるいは文化センターに機器が整備されているというようなことで、そちらの方の利用を進めるという答弁だったと思いますが、民間企業の場合、さまざまなある程度の制約もついてくるわけで、パソコンメーカーが開催する講座ということになれば、そのメーカーのパソコンを購入するとか、さまざまな制約があるようにも思います。

酒田市の地域情報化計画を見ると、市民の情報リテラシー、情報能力の向上を目的にパソコンの初心者に対するサポートを行うパソコンボランティアとパソコンボランティア団体を育成し、その活動を支援していくというのが記載されております。認識を強く持っていただく意味で、我が寒河江市も市長はグラウンドワーク、

得意でございますので、パソコンボランティアとか団体の育成、支援というふうなものに取り組むつもりはないのか、見解を伺いたいと思います。

議会の中継システムについてもお聞きしました。これまでも申しあげてきましたとおり、情報技術の利用、これはかなり進んでいます。何回も申しあげますが、これはますます拍車がかかるというふうに思われるわけで、我々議員の中でも、そしてまた、会派としてもホームページを開設している人も出てまいりました。さまざまな問題、予算等々も含めてあろうかと思いますが、1問でも申しあげたとおりでございますので、できる限り早い時期に議会中継システム等、検討していただけるよう提言をしておきたいというふうに思います。

パソコンボランティアの育成、支援について市長の見解を伺って、2問にさせていただきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 セキュリティーのポリシー、これはやっぱり個人情報が出ては困るわけですから、その辺についてはこれから十分力を入れてまいりたいと思っております。

それから、市民には等しく、多くの方々にこの IT 時代の中で情報化というものを十分活用して、豊かな生活というものができるということを思っておるわけですから、そのために行政ができるものを今、申しあげたようなことでいろいろ考えておりますけれども、これからもそういう方向に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、パソコンボランティアの組織ということでございますが、これは寒河江市というのはいろいろボランティア活動、奉仕活動が盛んなまちだと、まあトップをいっておるのじゃなかろうかなと、このように思っております。いわゆる読み聞かせとか、あるいは花・緑隊での諸活動と、いろいろな分野で行われておるわけですから、パソコンに対してというのはまだ聞いておらないところからでございますけれども、これから非常に熟達した方が初心者に教授するということが出てくる、あるいは同好の士が、そういうボランティア活動をやってみようというようなことになれば、それは大歓迎でございますので、行政としてもそういうお話がございましたならば、それらに力をかけてまいりたいと思っております。

それから、議会の中継に対しましては、1 問で答弁申しあげたとおり、これからの検討の課題とさせていただきます。

以上です。

佐藤 清議長 柏倉議員。

柏倉信一議員 情報通信技術の重要性は十分理解いただいている中での情報化計画ではないかなというふうにも理解しているわけで、その中身に関しては、大変すばらしいものだというふうに思っておりますが、これは全部実現するというようなことになると、相当予算も要るのかな、労力もかかるのかなというふうに思われる中であります。なおかつ、この分野に関してはまさに日進月歩の勢いで進んでいると、こういった中でございますので、これは全部が全部、実現していくということは大変なことであろうというふうにも思います。

いずれにしましても、合併のことも申しあげましたけれども、行政のスリム化、あるいは情報技術の習得というような意味からしますと、これからは非常に重要な分野になってくるというふうに思いますので、情報化計画のなお一層の推進を提言させていただいて、質問を終わります。

鈴木賢也議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 2 番、3 番、4 番について、8 番鈴木賢也議員。

〔8 番 鈴木賢也議員 登壇〕

鈴木賢也議員 おはようございます。緑政会の一員として、通告番号 2 番、3 番、4 番について質問いたします。

構造改革特区の取り組みについて、構造改革特区の提案が 2002 年 8 月から 9 月にかけて農水省内閣官房から発表になりました。

この構造改革特区とは国が自治体、大学、諸団体などに呼びかけ、場合によっては、さまざまな特例や法律に優先される規制緩和の提案を募集したものであります。農水省の食と農の構造改革特区は 89 件、内閣官房構造改革推進室の特区は農、工、商にわたって 426 件であります。そのうち、農業、農村関連は 94 件で最も多く、その半分以上は農地法、農振法を規制緩和し、定年帰農特区、青年帰農特区、農村空間まるごと活用特区というもので、特区提案全体の中でトップクラスが農的ライフスタイルの創出に関するものであります。

国があらかじめモデルを示し、発展を目指す制度から地方公共団体や民間事業者などがそれぞれの地域の実態に合わせて、規制改革を立案したものであります。構造改革特区というものの考え方にかかわるものとして、例えば、消費者ニーズの名のもとに農産物が高ければ、海外農産物を輸入するとか、国内のネギの値段が高いから、中国から輸入するなど、生産者を応援していくという基本姿勢を持った市場も少なくなりました。

昭和 40 年初めにスーパーができるのと前後して、野菜の指定産地が全国につくられました。これは、いわば都市の消費者を支えるために 40 年近くもそのまま続いております。寒河江市のネギも指定産地になっております。今後、どのように振興するのか見ていたいと思います。

また、地産地消は比較的経営規模の小さな農家の主婦の方々が直売所を通じて消費者に供給しています。これらの供給農家は、1 日 1,000 円ちょっとの売り上げを目標に、月々小遣いになるかならないかの四、五万円の売り上げをしているとのことであり、仲間は全国平均で見ると 50 人ぐらいの参加であります。50 人で月 200 万円、年 2,400 万円の売り上げになっています。これらは、農家販売、規制を離れた農産物直売所であり、その取り組みはいわば農産物直売特区であります。

県内自治体の状況では、天童市は田園集落再編特区として市街化調整区域での開発許可要件の緩和を求め、酒田市は農業振興地域での観光農業の設置特区、山辺町は農ある暮らしの特区として農地の適用緩和、高畠町はグリーンツーリズムを特区として旅館業法の改正などを提案して具体的な規制緩和を求め、農ある暮らしに果敢に取り組んでおります。

また、全国的に農業生産、医療分野、学校などへの株式会社を参入させる特区構想も提案されております。寒河江市においても農業従事者の高齢化、後継者難、耕作放棄地の増加、減反増加などいろいろな問題を把握し、新規就農者特区を設定し、農地取得面積を緩和するべきではないかと思いますが、市長の考えをお聞きします。

農林業振興の研究会設置について、変革する農業に対応するため、その方向性を考えなければなりません。生産者、消費者、農協、土地改良区、市場、学経者による実際的な研究会を組織し、市のマスタープランを見直し、誤りのないよう市長の諮問機関として強力に推進してはどうか、お尋ねいたします。

エコファーマーの取り組みについて質問します。県は環境にやさしい農業を進めるために、無登録農薬問題を教訓にエコファーマー育成に力を注ぐ方針で、事業推進に当たっています。例えば、都道府県では、1 位の熊本県ではメロン、スイカの産地で 3,375 人、2 位はイチゴ、キュウリで栃木県 2,911 人、山形県は茨城県に次いで 4 位であります。県内においても鶴岡市、酒田市ともメロン栽培農家の認定者が目立つのが特徴で、

全県的には水稲、トマト、ネギ、キュウリ、リンゴ、ブドウ、西洋ナシなどの多様な品目で取り組みが進んでおり、1,000人の大台になっております。

エコファーマーが農産物を出荷する際に活用する統一マークは、おいしい山形推進機構のシンボルマーク「ペロリン」をあらわし、マークとともに品目名、表示責任者、連絡先を明記するよう指導し、安心、安全なものを出荷するとしています。また、農業経営という点でも十分検討の価値があるとしています。

本市でもさくらんぼ、ネギ、食用菊、里芋などの多くのブランド品があります。本市みずからのエコファーマーの推進と、その取り組みについて市長の見解をお聞きします。

1問とします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、農業特区の問題についてお答えいたします。

御案内のように、構造改革特区は、地方公共団体や民間事業者の自発的な発案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域のことであり、地域の思い切った規制緩和により、地域経済の活性化につなげようとするものでございます。

御案内のように、昨年 8 月までに地方公共団体等から 426 件の特区の提案がなされ、12 月には特区で実施することができる規制の特例措置等を盛り込んだ構造改革特別区域法が成立し、特区実施を希望する自治体は 4 月から国に対し、認定を申請できることとなります。

この構造改革特区につきましては、地方や民間の望む規制緩和の声をいかに取り上げ、より実効性のあるものとするかが問われており、国に対して地域の活性化につながる大胆な改革を望むものでございます。

さて、本市において農地取得面積を緩和する新規就農者特区というものを設定してはどうかというようなご意見でございます。農林水産省に係る構造改革特区について、昨年 8 月末までの第 1 次募集に対する提案は、94 の特区構想で 349 件あったようでございますが、そのうち農業生産法人以外の多様な法人の農業参入、いわゆる株式会社などが農地を借りて農業経営を行えるようなことや、市民農園の開設者の範囲に係る規制緩和措置などが構造改革特別区域法に盛り込まれたところでございます。

また、御質問の農地取得の下限面積、県の場合ですと 50 アールでございますが、下限面積の引き下げにつきましては、農林水産省は当初、平成 15 年度中に全国的な制度の見直しとあわせて検討することとしておりましたが、都市出身者や離職後に就農を希望する人のニーズを受け、その後も特区の要望が多かったことから、2 月に特区の設定により下限面積要件を緩和できるようにする方針を明らかにしております。

なお、対象区域としては、担い手不足、農地の遊休化が深刻で農地の保全、有効利用を図ることが必要な地域において、地域の農地利用に支障が生じないように設定し、10 アール以上の下限面積を設定することとしておるようでございます。

現在、本市においては、農業従事者の高齢化や後継者不足に対処するとともに、農業担い手の経営安定を図るため、地域における担い手の育成と農地の利用集積を積極的に進め、地域営農を推進しているところでございます。

農地取得面積を引き下げる新規就農者特区につきましては、Uターン者や、退職後に農業に取り組みたい方などの新規就農の確保、耕作放棄地の拡大防止などに寄与する面もあるかと思われませんが、一方で、それによって細分化した農地が大規模経営を行う担い手の農地と混在化するおそれがあり、現在取り組んでいる地域営農の推進に弊害となることも懸念されます。

また、国の細部にわたる要件がこれから示されることや、該当させる地域をどのように考えるかについて十分検討する必要があることなどから、本市におきましても農地取得面積を引き下げる構造改革特区の設定については、地域営農の取り組みも踏まえて、生産調整に関する研究会などの場を通じて、今後、勉強させていただきたいと思っております。

次に、農林業振興の研究会設置のことでございます。

御案内のように、農業を取り巻く情勢は、農薬問題、米政策改革、WTO、加えて農業従事者の高齢化、担い手不足など多くの課題を抱えております。こうした中で、特に米生産調整については、昨年 12 月に国から米政策改革大綱が示されたところであり、今回の改革は水田農業を取り巻く環境の変化に対応し、生産調整を中心とした減反政策から脱却し、担い手農業経営者を主役とした消費者重視、市場重視の政策への転換を図るものでございます。

改革の目標として大きく二つ掲げられております。一つは、米づくりの本来のあるべき姿を平成 22 年度まで実現する。二つ目には、平成 20 年度からは農業者、農業団体が主役となる需給調整を国と連携して構築することになっております。これらの目標を達成するため、平成 16 年度から各政策について段階的に実施する計画になっております。

このようなことから本市といたしましては、施政方針の中でも申しあげてまいりましたが、本市独自の寒河江市生産調整に関する研究会を立ち上げ、今後の水田農業のあり方、生産調整を踏まえた農業振興策などについて県、生産者、農業団体等の関係機関とともに調査研究を進めることとしております。

その研究会に消費者や市場関係者などを加えて広く意見の集約を図ってはというような御意見でございますが、この研究会においてこれからの農業振興策についていろいろと検討されるわけでございますので、テーマによっては、助言者などとして意見をお聞きすることについては、検討してまいりたいと思っております。そして、この研究会で得られた成果については、今後、ますます厳しさが増すと予想される本市の農業振興に反映させ、現在の寒河江型農業に新たなプラスブランドをつくり、魅力を高めるものを構築してまいりたいと思っております。

次に、エコファーマーについてのお尋ねにお答え申し上げます。

国民の環境に対する関心や食品の安全安心志向が高まる中、自然循環機能が十分に発揮され、環境に調和した持続性の高い農業生産を推進するため、平成 11 年に持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律が制定されたところでございます。

この法律に基づき、土づくりと化学肥料、化学農薬を低減した農業に取り組もうとする農業者がその導入計画を県に提出し、いわゆるエコファーマーとして認定されることになるものでございます。認定されますと、御案内かと思いますが、有利な資金の貸し付けや税制上の支援措置が受けられるほか、山形県独自の取り組みとして、今後県が作成するエコファーマーの統一マークを出荷する農産物に使用できるなどのメリットがあるようでございます。

県においては、農業基本条例の重点施策として環境と調和した持続性の高い農業の展開並びに安全かつ安心な農産物の生産及び供給の推進を掲げておりますが、エコファーマーを環境保全型農業の重要な担い手と位置づけ、その拡大を図っていくこととしております。

県内でこれまでに認定を受けたエコファーマーは、ことし 1 月末で 1,027 名に達しておりますが、そのうち本市ではブドウ栽培農家 10 名が昨年認定を受けており、さらにことし 2 月に 8 名が認定を受け、現在 18 名となっております。御案内のとおり、昨年発生した無登録農薬問題などにより、安全安心な農作物に対する消費者の意識は一層高まってきておりますが、今後は環境や安全に対する取り組みに積極的な産地が販売上、優位に立つものと思われれます。

このため、本市におきましても、安全な農産物の供給体制を確立し、消費者に信頼される産地づくりを推進するため、さがえ西村山農産物安全・安心推進対策会議を通じて、農薬の適正使用の啓発や残留農薬の事前分析、防除履歴の記帳の指導などに取り組んでいるところでございます。

また、生産者団体において、安全安心、高品質農産物生産対策として、県の特別栽培農産物認証制度や、全農安心システムなどの減農薬栽培の取り組みも検討されておりますが、これらの取り組みとあわせ環境保全型農業の担い手であるエコファーマーにつきましても、県や関係団体と連携しながら、認定制度の普及拡大を図ってまいります。

さらに今後は、来年度に立ち上げる生産調整に関する研究会の中で、施設栽培と観光農業を組み合わせた従来の寒河江型農業に加え、エコファーマーを生かしたブランドの定着など、新たな視点に立って農業を取り巻く情勢の変化に対応した新しい本市農業の構築について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 鈴木議員。

鈴木賢也議員 大変なる御答弁をいただきまして本当にありがとうございました。

佐藤市政がこれまで推進してきました、寒河江型農業はさくらんぼ、バラを初め、すばらしい経営体であります。しかし、これからは寒河江型農業として持続していくために最も大事な時期になってきたと、私は思っております。

また、遊休農地や耕作放棄地がふえているのも現況であります。農業従事者の高齢化も進んでいます。その他、いろいろな問題がありますが、その一つの施策として特に新規就農者特区を設定し、農地取得面積を一層緩和すべきではないかと私は質問いたしました。

新聞報道によりますと、我が国の食糧自給率は 4 年続けて 40%、国土が狭いため耕地を拡大するのは簡単ではありませんが、遊休農地や耕作放棄地を活用すれば自給率目標 45%まで上げることが可能だと言っています。また、耕作放棄地もふえていけば自然環境への影響も大きいとしております。

農林水産省によりますと、耕作せず放置されている遊休農地の耕作を促すため、耕作放棄が続く市町村が地域農業の振興を図る上で著しく支障があると判断した場合、その農地を特定遊休農地と定め、通知を受けた所有者はみずから耕作を始めるか、賃貸、譲渡するなどの計画を 6 週間以内に市町村に提出しなければなりません。もし、提出しなかったり、うその計画を届けたりした場合、10 万円以下の過料を科すとしております。それは、農業を営む意欲がある農家に土地が集約されていくよう促し、全農地の約 1 割とされる遊休農地の利用を図ろうとするものであります。そのため、農業経営基盤促進法を改正する方針であるとしております。

私の集落農業の実態を見てみますと、農業認定者、20 歳代で 1 人、30 歳代で 1 人、40 歳代で 4 人、50 歳代で 4 人、後継者は 7 人と少なく、ほとんどの農業従事者は 65 歳から 70 歳であり高齢化が進んでおります。市においても農業担い手に耕地の集約を図り、大規模農業や法人化を進めていますが、耕作放棄地は今以上にふえることは確実であります。

そこで私は、販売農家の育成も大切であります。一方、自給的農家の育成も最も大切な時期になってきたと思います。農業をやりたい方が活躍できる環境を整備していくことが行政の役割であり、規制を緩和して新規就農者を育成しなければなりません。新規就農者は少しずつ自分の能力の変化に応じて賃借したり、譲渡するなどして農業を継続し、農産物直売を発展していただき、また地産地消の推進の原動力となっていただきたいと思っております。

このほかにも構造改革特区として、タラの芽、タケノコ、ワラビ、アケビなど山菜栽培特区や、枝物、花木生産の特区、イワナ、カジカ、カニなどを対象とした養殖特区など、いろいろな地域、地帯別に挙げられます。これらを利用した寒河江型農業の維持と継続を考えていくことも必要ではないかと思っております。全国、県に先駆けてやっていただきたいと願います。

今、農業者は減反政策の変更、WTO の米問題、農薬による残留土壌汚染など、大変な不安を抱えております。県においても残留土壌汚染の検査はさくらんぼ、キュウリ、西洋ナシ、食用菊、ハウレンソウ、ブドウ、キャベツ、リンゴ、白菜など、2003 年には検査対象を 20 品目とする情報であります。

当市においてもネギ、食用菊、里芋、トマトなどの生産は連作障害や、農薬や肥料のやり方に生産者は大変な不安を抱え込んでおります。このことは、市の行政においても寒河江市の農産物の安全性を確保するため指導啓発をしていただき、将来に備えていただきたいものであります。構造改革の構想は、失敗してもやり直すことができる特区法でありますので、また、エコファーマーを育成し、寒河江型農業の方向性を考え推進していただきたいと思っております。

これで以上、私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問でも答弁申しあげましたけれども、現在、寒河江市では、農地の集積というものを図ってやりやすい農業にして、効率の上がる農業をやっていこうかと思っているわけでございます。ですけれども、農地を見ますと、中山間地等の方におきましては、放置されたところの田んぼというのが非常に多くなってきております。

そしてまた、担い手を見ましても高齢者が多くなっているような状況なわけでございますから、そうしますと、これまで農地の集積を図って大規模農業を専業農家がやりやすいような農業経営というものを考えてきたわけでございますが、今回そういう農地の下限面積を 50 アールから 10 アールに下げようとして、どなたでも入ってきてやりやすいと、やってもらいましょうかと、こういうような考え方でございますから、今までの寒河江市のとってきたものとのギャップが出てくると、かように思っておるわけでございます。

しからば、具体的に下限面積を引き下げる区域をどこまで、あるいはどの地域を国なりが考えているのかというようなことは、まだ明らかにされていない状況でございます。では、寒河江市でその対象地域となるものがどこに出てくるのか、あるいは考えられるのかというようなことは、これからの問題だろうと思っております。ですから、その辺のところも十分見きわめながらこの特区の受け入れというものを考えてまいりたいと思っております。

そういう中で寒河江市型の農業というもの、あるいは農村というものをこれまで以上に寒河江型農業としてきたものに対しまして、プラスアルファしたところの新しいところの構築というものを探していかなくならないかなと思っております。

いろいろこれまで、さくらんぼ以外におきましても花だ、菊だ、バラだということでいろいろ取り上げて施設園芸と観光農業というようなものとの組み合わせで寒河江型農業出てきたわけでございますけれども、それ以外のものとしての、それ以上にプラスしたところの寒河江型農業と、エコファーマーというようなものも十分頭に入れて、これからはやっぱり安全安心というような時代になってきていますから、これらを十分考慮したものを寒河江の農業というものにしてブランド力を高めていくようなことを考えていかなくならないと思っております。

その辺のことにつきましては、今度研究会を発足することにしていきますから、十分議論していただくかなと、このように思っておるところでございます。以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 10 時 50 分といたします。

休 憩 午前 10 時 35 分

再 開 午前 10 時 50 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤陽子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 5 番について、16 番佐藤陽子議員。

〔16 番 佐藤陽子議員 登壇〕

佐藤陽子議員 私は、日本共産党と中学校給食の実施を切実に望んでいる市民の声を代表し、通告してある内容について質問してまいりますので、教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

中学校給食実施を求める運動が全市的に広がったのは平成 3 年 1 月のことでした。中学校給食をぜひ実施してほしいと願う母親たちが中学校給食を実現する市民の会を立ち上げ 3,300 名を超す署名を集め、その年の 6 月定例市議会に請願書を提出しました。しかし、その請願書は採択されず継続審査となりました。同年 9 月定例市議会においても再び継続審査に付され、引き続き審査をしていくということになりました。

教育委員会は同年 11 月、寒河江市内の小中学校に中学校給食に関するアンケート調査を実施しました。その結果は、小学校の父母の 94.7%、中学校の父母の 85.9%が中学校給食はある方がよいと答えているのです。二度にわたる継続審査を経て、平成 3 年 12 月の市議会において中学校給食の実現を求める請願は、満場一致で採択されました。この間、議会では私を含め同僚議員による「中学校給食実施について」のたび重なる質問が行われております。

議会での採択を受け、教育委員会は平成 4 年 8 月、中学校給食検討委員会を発足させました。しかし、この検討委員会では請願が採択されたにもかかわらず、中学校給食を実施するかしないかも含めた検討をするというものでした。検討委員として選ばれた人たちは、小中学校からの代表、PTA 関係、校医関係、各種団体代表など 15 名でしたが、その中で女性はたった 2 人だけ、しかもその中には毎日弁当をつくっている母親や調理師、栄養士などは入っていない片手落ちの人選と言わざるを得ないものでした。

検討委員会は、平成 7 年 1 月に 18 回の検討の結果として、中学校の完全給食実施には現在のところ、差し迫った必要性は見当たらない、との結論を出しました。

この検討委員会の結論をもとに、教育委員会は平成 7 年 3 月末に寒河江市立中学校において完全給食は実施しない、との結果を発表しました。しかし、その後も中学校給食を求める父母の声は依然として強く、私たち日本共産党市議団及び同僚の議員たちは市民の願いを実現すべく議会の場で教育委員長の考えを伺ってまいりました。しかし、教育委員長は判で押したように従来の方針を繰り返すだけでした。

ことしに入って 1 月のある日、市内の 1 人のお母さんから電話がありました。「寒河江市では、なぜ中学校給食がないのかお話を聞きたい」とのことでした。

私のところに訪ねてこられたのは市内に住む 3 人のお母さんたちでした。そのうち 2 人のお母さんは「中学校では給食があったので、当然どこでもあるものと思っていたが、嫁いできた寒河江市には中学校給食がないと聞いてびっくりした。なぜなのか、どうすればできるのか」と、真剣に私に尋ねるのです。また、寒河江市で生まれ育ったという 1 人のお母さんは、「自分は父子家庭で育ったので弁当はばあちゃんがつくってくれた。ばあちゃんがつくってくれる弁当は黒っぽいものが多く、人前で食べるのが恥ずかしく、いつも隠しながら食べていた。弁当のことで引け目を感じながらつらい思いをした。多感で難しい年ごろの中学生時代だからこそ、皆が一緒のものを楽しく食べられる給食をぜひ実施してほしい」と、堰を切ったように話されたのです。

私は、平成 3 年に署名運動が始まったことから、教育委員会が中学校給食は実施しないと結論を出した一連の経過を説明しました。しかし、彼女たちは教育委員会が実施しない理由の一つとして挙げている愛情弁当論について、「弁当を持たせることが子供への愛情表現であり、親子のきずなだとする考えは、もう時代には通用しない。世の中が大きく変化しており働きに出ている母親が圧倒的に多くなった。働く時間帯も早朝や深夜という人もおり、そういう人たちに対して何がなんでも弁当をつくれと言うのは、弁当をつくったことのない

人の言うこと。弁当を持たせることで親と子のきずながつながれていると言うのであれば、給食を実施しているところでは、親子のきずながないということになるのではないか。実際はそんなことはない、弁当であろうと、給食であろうと、子供への親の愛情に変わりはないはず、教育委員会はどのように考えているのだろう。直接話を聞いてみたい」と、それがお母さんたちの一致した意見でした。

2月21日、お母さんたちと教育委員会との話し合いが行われることとなり、どのような話し合いになるのか、私も同席を申し入れたのですが許可されず、やむなくお母さんたちと教育委員会側との話し合いになったところです。その後聞いた話によれば、お母さんたちは約10名、教育委員会側からは学校教育課長と副主幹が出席したとのことですが、教育委員会として中学校給食の実施を強く求めているお母さんたちの率直な声をどのように受けとめられたのか伺いたいと思います。

次に、周辺市町の実施状況、時代の流れ、需要と必要性について伺います。

寒河江市周辺の中学校給食の実施状況は、山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町の東南村山管内27校中、完全給食実施校は24校で実施率は90%になっています。西村山1市4町では完全給食を実施しているところは今のところありませんが、大江町、朝日町では昭和50年代に既におかず給食を実施しております。さらに、西川町では平成15年度より実施することを明らかにしておりますし、河北町でも新町長は中学校給食の実施を公約しておりますので、実施の方向に進んでいくことと思われま

す。時代の波は、いや応なく私たちの暮らしを変えてきております。生活スタイルや文化、価値観にも年代によって大きな差が出てくることはやむを得ないことかも知れません。核家族が増加し、両親の共働き、遠距離通勤や変則勤務など、親たちの職場環境も時代とともにさま変わりし、厳しさを増しております。

看護婦をしているあるお母さんは、「夜勤や深夜勤のときなどは子供に弁当をつくってやるのができない」と悩んでおります。そのほかにも父子家庭や母親の病気などで子供に弁当を持たせることが困難な家庭が存在します。そんな子供たちが、コンビニ弁当を持参することもやむを得ないことです。

今、生徒たちが持参する弁当の中身についてある学校職員は、「見た目はきれいだがほとんどが冷凍食品などの既製品で野菜が少ない」と言っております。親がつくった弁当だから愛情いっぱいの百点満点の弁当とはいかないのです。むしろ揚げ物やハンバーグといった高脂肪、高カロリーのバランスに欠けた食事が、子供たちの健やかな成長を阻害していると言われていま

す。今、文部科学省は、こうした食の乱れによる心身への影響を重視し、各都道府県に対する指導を強めています。寒河江市の教育委員会が中学校給食は実施しないと結論を出してから既に8年が経過しました。周辺の状況、社会情勢、実施を求める声に対し、教育委員長はどのような見解をお持ちか伺います。

次に、心と体をはぐくむ中学校給食の意義について伺います。

私は今回、中学校給食を実施している天童市の学校給食センターが、平成13年度に市内四つの中学校の3年生646人を対象に行った、給食に関するアンケートの調査報告書を見せてもらいました。アンケートの設問は6項目あり、7項目には9年間の給食への感想や思い出など自由に書いてくださいというものでした。

第1問、「皆さんにとって給食は楽しかったですか」、に対しては、「楽しかった」、「まあまあ楽しかった」を合わせると全体でも94%を占めています。

第2問、「給食を食べてよかったと思うことは何ですか」の問いには、全体では「栄養のバランスがとれて体によいと思った」の回答が66.5%と最も多く、「みんなと一緒に食べて楽しかった」の回答も男子で61.9%、女子では約70%と多く、同じものをみんなで食べることが、安心感や喜び、一体感につながるのではないだろうかコメントされていました。

前回の調査よりも大幅にふえたのが「家で食べられないものが食べられた」という回答が43%あり、姉妹都市を初め、外国の料理や郷土食などを積極的に取り入れてきたことがこの結果につながってきていると思うとコメントされていました。

さらに7問目の9年間を通しての給食に対する意見や感想などを書く欄には80%以上の生徒が何らかのメッセージを書いております。

教育委員長もこの生徒たちの感想を読んでおられると思いますが、生徒たちの素直で率直な思いが述べられており、大変感動的なものでした。共通して述べられていることは、給食の時間が大変楽しかったこと、おいしかったこと、そして、給食センターの皆さんに対する感謝の気持ちです。

一例を挙げるならば、男子生徒で「おいしい給食ありがとうございました。家では食べられないものを給食で食べられた。もう給食が食べられなくなると思うと残念です。ホームページとかでメニューの作り方を載せてください」と。また、「好き嫌いがなくなった」、「家では嫌いなものは一切食べないので、給食のおかげで栄養を偏りなく食べられてよかった」、「中学生になって栄養のバランスについてわかったので、残さず食べた」、「みんなと話しながら食事するのは学校だけのことだったのでとても楽しかった」、「中学校に入学し、だんだん朝食を食べられなくなった私にとって、お昼の給食はうれしいものでした」、「給食はとてもおいしかった、今の学校給食を家族に食べてもらいたい。高校になっても栄養について考えながら昼食を食べたいと思います」、「9年間好き嫌いが多かったけれど、今はほとんど好き嫌いがなくなった。この成果は大人になっても病気に負けない体で生きていられることにつながるでしょう」、「みんなで食べる楽しさを長い間教わった」、「毎日学校に来ることの楽しみの中に給食を食べる楽しみがあった」等々、この感想文からは、給食の時間が生徒たちの心を開放し、友達と談笑しながら楽しく給食を食べている様子がうかがえます。

さらに生徒たちは、自分の健康について考えるようになり、栄養のバランスについて考え、好き嫌いをしないで食べるようになったとか、大人になってからも中学校給食で身につけたバランスのとれた食事を心がけていくと述べています。まさに、小学校給食に裏打ちされた中学校給食において心と体を成長させ、将来にわたり健康な体を維持するための基礎的な生活習慣や栄養管理、明るい社交性などを身につけていると思えるのですが、中学校給食の意義について教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、平成10年に文部省体育局が出している「食」に関する指導の充実についての通達を、どのように受けとめておられるか伺いたします。

児童生徒の食の乱れが問題視されてから久しくなりますが、脂肪のとり過ぎやバランスのとれない食事による疾病が多くなっていることが報告されています。肥満や糖尿病、高血圧などのほかにカルシウム不足に起因すると見られるすぐキレる生徒の増加、孤食や欠食など基本的な生活習慣の乱れが、児童生徒の心の健康をもむしばんでいることが指摘されています。

平成10年6月に各都道府県や都道府県教育委員会の教育長あてに出された文部省体育局長よりの通知「『食』に関する指導の充実について」では、児童生徒の心の健康問題が深刻化していることを憂慮し、その背景となっている食に関する教育指導の充実を要請しています。

その中でも特に中学校において、新学期での心をはぐくむ学校給食週間の実施と「食」に関する指導の充実を図るよう要請しています。この中で重視していることは、知識を教えるだけでなく、望ましい食習慣を身につけさせる実践的な教育をするよう呼びかけているのです。教育委員長はこの通達をどのように受けとめ、どのような指導をされたのか伺います。

以上、伺いたしまして、第1問といたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 中学校給食の実施についてお答えいたします。

学校給食は、教育活動の一環として実施されるものであり、良質で安全な給食を提供することが重要な課題であると考え、本市では小学校において完全給食を実施し、中学校においてはミルク給食を実施しております。

そこで、中学校での完全給食の実施を求める保護者の声をどう受けとめているか、とのお尋ねでございますが、これについてはこれまでも幾度か質問がございましたし、その都度お答え申し上げてきたところであります。保護者の方々の中には、中学校給食の実施を求める声があることは承知しているところであり、これまでも中学校の給食の実施を求める請願が市議会で採択された経緯もあるわけでありまして。

そこで、教育委員会としては、平成 4 年に中学校給食検討委員会をつくり、3 年ほどの期間をかけて検討を行い、その答申を踏まえて教育委員会としての結論を出したものであります。

これまでの答えを踏襲することとなりますが、本来、食と健康に関して望ましい食材料や食事、栄養摂取のあり方、食習慣などは基本的にはそれぞれの家庭の中において実践されるべきものと思っており、学校給食は、毎日の食事の一つの部分であり、殊さら学校給食だけが強調されるものではないと考えられます。本市教育委員会としては、小学校の完全給食を通じて良質で安全性の高い、また、安全性の確認できるものを食材料として確保し、衛生的な中でおいしい給食を提供するよう心がけているところであります。したがって、これまで申し上げてきましたように、小学校における完全給食の充実を進め、中学校においてはミルク給食を実施しながら、多様な機会と手段を活用して家庭や保護者への啓蒙、普及指導を重ねることにより学校給食法に掲げる学校給食の目的を達成できるものと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、周辺市町の中学校給食実施をめぐる動きや時代の流れなどから見ると中学校給食の実施いかにについては、以前と異なる状況ではないのか、ということでございますが、中学校における完全給食の実施動向については、県によってまとめられた学校給食基本調査によりますと、今のところ増加しているとの情報は掌握しておりません。そのような中で、周辺自治体の中学校給食に関する発言などの情報も聞いているところであります。

寒河江市教育委員会では、さきに述べた方針に変わりはありませんが、すべての施策というものは社会状況の変化に対応して進んでいくべきものと考えているところであります。これもこれまであわせてお答えしてきたところですが、今後とも中学校給食を含め、本来あるべき、また求められている食のあり方について教育委員会のみならず、すべての関係者、一人ひとりが勉強していくべきものと考えているところであります。

次に、心と身体をはぐくむ中学校給食の意義や、平成 10 年に当時の文部省体育局が通知した「『食』に関する指導の充実」に関してお答えします。

平成 10 年に当時の文部省体育局が通知した「『食』に関する指導の充実について」の通知は、前年の保健体育審議会の答申を受けこれを踏まえて出されたものだとして理解しております。また、体育局長から直前に出された「新学期心はぐくむ学校給食週間」の実施及びその実施のための緊急会議の開催についてを踏まえて出されたものと理解しております。

この通知は、その通知本文にありますように、ナイフによる殺傷事件、いじめなど、特に中学校の心の問題の解決は緊急な教育課題となっていると前書きし、「食」に関する指導が果たす役割は生涯にわたって心身ともに健康な生活の基礎を培う健康教育の一環として非常に大きなものがあると期待されるとして、学校現場における具体的、行動的な「食」に関する教育活動を提言したものであります。

したがって、それらの通知は中学校給食の実施を提言しているものではなく、中学校において「食」に関する指導を行うなど、学校給食週間の実施や指導の充実を求めてきているところのものであります。本市教

育委員会では、それらの通知を受け、各校の創意工夫ある取り組みを重ねてきているところであります。

まず、本市教育委員会では、平成 12 年度に食と健康に関する検討委員会を設け、児童生徒の食生活に関する諮問を行いました。この検討委員会では児童生徒全員にアンケートを実施し、食の実態と状況の把握に努め、その後、食と健康に関する今後の指導のあり方について提言を答申として受けたところです。

これらの通知や提言を受け、これまで学校保健委員会などの場において教諭のみならず、保護者の方々を対象に報告や指導に努めてきたほか、母親委員会などとも連携して広く市民を対象とした講演会などを開催し、学校だけでなく家庭においても望まれる食生活についてその指導と啓発に努めてまいりました。

このように、中学校給食の是非のみが、中学校生徒の心と身体をはぐくむあり方の分水嶺となるものではなく、むしろ家庭の役割とその重要性というものを改めて再認識するというところでも出されているところです。これまでもお答えしているところでありますが、今日の状況は、より一層親子の触れ合いや、家庭の教育力を高めることが求められており、家庭における食と栄養などの語らいや、食事、弁当の準備などを通じて健康管理や食嗜好の改善・指導、中学生自身の自立心、実践力の育成を図るなどの目的も達成されるものと考えております。

また、さきの通知は、学校栄養職員の参画・協力を得て創意工夫し、中学校において効果的な指導を行うことが重要であるとしております。本市では、栄養士が配置されている小学校から中学校に出向して生徒に話をしたり、養護教諭による講演や生徒が実際に弁当をつくる取り組みなどを通じて家庭の認識を深めるなど、学校での多様な取り組みが行われてきたところであります。

さらには、生徒保健委員会での取り組みとして、食事と体温との関係、食事と運動の関係などについて、生徒自身が調査活動を行うなど、すべての中学校において多様な取り組みが行われてきております。小学校では、ほとんどの学校で栄養士を招いての学習会や調理師との語らいなどが実施されております。さらに、食を通じてその生産地や生産者などについても学習を発展させるなど、地産地消や社会性などのかかわりについても考察や交流を深めているところであります。

以上、幾つかの事例を御報告申しあげましたように、文部省からの通知に基づき中学校も含めて着実に、かつ充実した多様な取り組みを行い学習を進めてきているところであります。以上です。

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 御答弁をいただきましてありがとうございます。

予想していたんですが、7年前の答申と変わらない答弁であろうということを私たちは考えていたところですが、全くそのとおりだったというふうに思います。

ところで、お母さんたちが教育委員会に対して寒河江市の中学校はなぜ実施しないんだというようなことをお聞きしたいということで伺ったところでしたけれども、責任ある立場の参加が得られなかったということで、やはり答申の繰り返しをするだけだったということで非常に残念な思いをして、今回私、平成7年3月に教育委員会が実施しないという結論を出したときの報告書を読み返してみたんですけども、これを見て改めて、もうこの報告書は時代に合わないなということを感じたところです。

今、時代が非常に急速な勢いで変わってきております。半年でさえも情勢が大変大きく変わったというような情勢でございますので、8年間というのはもう大激変ですね。（「そうだ、全くだ」の声あり）子供たちの置かれている

佐藤 清議長 静粛にお願いいたします。

佐藤暘子議員 この状況も大変大きく変わっておりますし、子供たち自体の行動も非常に大きく変わっていると。低年齢の犯罪がふえております。近いところでは、山形市などでもこの前、中学生による空き巣などが起きたというようなことで、非常にショッキングな事件だったんですけども。このように子供たちの行動、それから心の乱れというものも非常に大きく変わっているというふうに思うんです。ですから、この報告書の中で報告されていることが、もう一昔も二昔も前の報告書だなというふうに私は感じたところなんです。

この教育委員会の意見は、検討委員会が出した答申を踏まえて理由づけをしているわけですけども、一つは、学校給食法、これはもう戦後の食糧難の時代につくられた法律だから、今、非常に飽食の時代になって、食糧難というようなことがなくなった時代には適応しなくなったのではないか、というようなことが書いてあります。そして、そういう時代だから、もう中学校での完全給食が必要だという理由は見つからないというような検討委員会の結果なんですね。

それを受けて教育委員会も中学校給食の必要性は認めないというようなことを言っているわけですけども、こういう時代だからこそ、コンビニ弁当を食べたり、また親が忙しくて十分な栄養管理のもとに弁当をつくってやれない、どうしても油っ気の多い揚げ物とか、野菜が少ないとか、そういう栄養の偏りがあると。そういう中だからこそ中学校での食の教育、中学校給食を通しての食の教育というのが、大切だということで文部省でもその中学校給食を進めるように、各都道府県の教育委員会などでも通達を出しているわけですね。

寒河江市ではそういう山形県からの教育委員会の指導を受けてどのように感じていらっしゃるのですか。やはり、寒河江市は寒河江市独自だから幾ら通達が来てもやらないものはやらないんだというような考えなのかどうかですね。

もちろん、中学校では完全給食でなくとも弁当持参のミルク給食でも目的は達成されるんだということを言っていますけれども、もちろん弁当だからだめだというわけではありません。もちろん弁当でもちゃんとした弁当、考えた弁当をつくっている親御さんもおられると思います。でも、個々の家庭の置かれている実態がそのことには全く反映されていないというふうに思います。あの答申の中に書かれているのは、模範的な家庭、そして理想的な家庭に当てはまる理論でありまして、実際には本当に大変な家庭が多いわけです。もっと教育委員会はその実際のお母さんたちの声を聞くべきだというふうに私は思います。

また、給食を実施しない理由として、学校生活を豊かにし、明るい社会性を養うことは準備や後片づけに時間がかかって、一日の生活時間に大きく影響すると、だから学校給食はなじまないのだというようなことを書いておられますが、実際天童市の生徒たちのアンケートを見てみますと学校給食が非常に楽しいと。そして、

みんなとお話し合いをしながら食べられるので、家で食事をするよりももっと楽しいというようなことを書いているわけです。もちろん、今の時間帯の中では食事の時間が短いということはあるかもしれませんが、それでもあの子供たちの感想文を見る限りでは、学校生活を豊かにして、そして明るい社交性を養うことに非常に役立っていると私は思うわけです。ですから、教育委員会がこの給食を実施しないとした理由としては、もう当てはまらないのではないかというふうに思います。

今、給食もさまざまな形が出てきております。画一的に同じものを同じように食べるというのではなくて、選択メニューなどもありましてAランチ、Bランチというようなものから選択をすとか、または弁当も併用できるというような、非常に柔軟性のある給食を実施しているところが今非常にふえているんですね。そういう点から見ますと、やはりこの答申の中に書いてある結論というのは、今の時代ではもう古くなっているというふうな考えを持つわけです。

愛情弁当論については、やはり考え方がもう8年間同じだなというふうに感じたところです。弁当を持たせることで親子の愛情がつながっていると、もちろんそういう意味もあるかもしれませんが、現状を見ますと、やはりお母さんたちは、非常に朝の忙しいときをあたふたと弁当をつくって子供たちを送り出すというようなことから、先ほども申しましたけれども、本当にバランスよい栄養に富んだ、見た目もきれいで夏場でも梅雨どきでも傷まない弁当をつくるというのは非常に大変なことなんですね。ですから、それをつくって持たせる、完全な弁当を持たせられないというのが、今のお母さんたちの実態です。

ですから、弁当を持たせることが必ずしも親子の愛情につながるということではない。給食をしていたって、給食を食べている子供と親の関係だって愛情がつながっていないなんていうことはないわけですから、もうそういう論理は考え直しをしなければならぬではないかというふうに思います。

私たちは、以前からこういう議論をこの議場で何度も何度も繰り返してきました。でも、教育委員会側の結論はいつも同じ結論です。ですからこの議場の中でそういう議論をしても一歩も進まないのではないかと私は思うんです。ですから、実際にお母さんたちとひざを交えてどういうことなのかということをお話し合いをしていただきたい。お母さんたちはそういうことを望んでいるんです。今度は、事務的な方だけではなくて、責任ある立場の教育委員長あるいは教育長も同席した上でお母さんたちとの話し合いをしていただきたいと思うのですが、その考えについてお伺いをしたいと思います。

以上で第2問といたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 概括的なものだけ私の方からお答えしたいと思います。

この前、寒河江市の小学校の方に転校してきた先生等に聞きましたところが、寒河江市の給食の広場には電気暖房までであると、寒河江では非常に子供たちを大事にしているんだと、子供の教育に対して非常に市では大事にしているんだと、こういうふうな声がありました。そういうふうなことで、私たちもそう考えておりますが、子供たちの将来を非常に考えながら私たちの施策も組んでいるということを最初にお考えいただきたいというふうに思っております。

それから、給食をやらないいろいろな理由、さまざまありますけれども、一つには寒河江というのは、この前いつかも言ったと思いますが、私は県内いろいろなところを回ってまいりましたけれども、ほとんど全部回ってまいりました、実際の勤務地でも、それからその他でも回っておりますけれども、寒河江市は山形県の中でも一番安定した地区だと私は思っております。それから、研修会や何かで全国もかなりの期間、延べにして一月か二月以上いろいろ合宿しながら日本の教育の内容なんか聞いてまいりましたけれども、そういうふうなことを含めても寒河江市は非常に安定したところだというふうに思っております。

そんな意味で、東京あたりでは母親が食事さえもつくってくれない。例えばナイフなんてなくてはさみしかないなんていう家庭なんかもあるなんていうふうなことで、子供たちが何にも食べないでコッペパン一つ持ってくるなんていうふうなこともありますけれども。私は寒河江市では、我々が努力すればまだ親の方でいろいろ弁当をつくってやれるのではないかと。しかも、親と子供とのそういうふうな接触の中からこそ、今、言った愛情弁当論なんて言いますけれども、非行とかなんとか、そういうふうなのに対応するいろいろなものが、生まれるのではないかとというふうに思っております。

非行との関係なんかいろいろと言われておりますが、今、家庭内暴力とか、一般的な暴力行為というのは、非常に母親との愛情関係から生まれるというのが非常に大きなファクターになっているということが大体もうわかってきているというふうなことをこの前読みました。そういうふうなことを含めても、やっぱり母親とのつながりというふうなものをもっともっと大事にしなければならないというふうに思います。

そんな意味で、やっぱり学校の給食に任せるのだけでなく、根本的にできるのであれば、もしも将来、寒河江市でもいろいろなことで食糧事情がだめになったとか、それから、実際にお母さん方もそういうやる気がなくなった、全部やる気がなくなったという事態が発生したとすれば、やっぱり給食というふうなこともなるかもしれません。ちょっと言葉が適当かどうかわかりませんが、現在においてはこの非常に安定したこの地区において、弁当をつくるということを実施しながらいい子供を育てるということが大切なのではないかというふうに思っております。

それから、全部古いというようなことを言いましたけれども、教育には不易流行というものがあまして、正しいものはいつまでも正しいというふうに私は考えております。そんなことで、今のところは今までの答申、今まで回答したことを踏襲していこうというふうに考えております。

以上です。あといろいろなところありましたが、教育長の方から答弁いたします。

佐藤 清議長 傍聴人に申し上げます。静粛にお願い申し上げます。

教育長。

大谷昭男教育長 概括的に今、委員長の方からお答え申しあげた、それと全く同じでありますけれども、先ほど時代が変わっているのではないかというような御指摘もございました。それから、愛情弁当ということもございました。それから、検討委員会の答申の中に流れている最も大切なこと、その辺のことを含めましてちょっとお答え申しあげたいというふうに思います。

第 1 点は、愛情弁当、私もこの言葉は大変美しい言葉だと思いますけれども、一体実体は何だろうというふうに考えてみました。きれいな見ばえのいい弁当が愛情弁当なのだろうか、私は必ずしもそうではないのではないかと。私も毎日弁当を持ってまいります。いろいろな状況によってそのおかずも違いますし、量も違ったりしています。しかし、その中には私は、家庭の中におけるさまざまな状況を押さえながら、なるほどこういうおかずだ、何だ、それは十分把握しているつもりです。すなわち愛情弁当というのはきれいな、見ばえのいい、中身の豊富なということでは決してイコールではない。むしろ、親と子供が、子供と家族がそういう一つの弁当という姿を通してかかわり合いを認め合っていくものが私は愛情弁当なんだろうと思います。(「そのとおりだ」の声あり)

私なんか小さいときは、農家でございますので養蚕、稲作等忙しい時期がありました。したがって弁当はその日その日によって、その季節季節によって違っておりました。梅干し一つにちょっとしたみそ漬けが入っているときもありましたし、秋口になればそれにわずかにイナゴがまじるということもありました。その中で私方はその料理をつくってくれた母親の姿を思い起こしたはずだし、それからそれを残してきた場合は母親は子供の健康を気遣ったはずだと思います。そうやって生活してきた経過がございます。私は、愛情弁当というものの持つ意味合いの一つをそう受け取りたい、そう受け取っております。

第 2 点ですが、時代に合わなくなったんじゃないかと、平成 7 年の検討、答申から既に何年かたっているという御指摘もありました。社会も変わってきているんだ、状況も変わってきているという指摘がございました。

ちょっと長くなるかもしれませんが、この前、去年の 10 月でございますけれども、ある本の中でおもしろい、すばらしいことを発見いたしました。これは、評論家に俵萌子さんという方がいらっしゃいます。その方が講演した中身を紹介する文章でありました。それは、俵さんがある地方に講演に行ったときに、お年を召した女性の方が俵さんにこういう話をしてくれたそうです。「子供にとって適度の飢えがあり、健康な自然があって、そこに親の姿があれば子供はひとりでに育つのです」という言葉です。大変私は衝撃を受けました。適度な飢え、子供にとって今はすべてが満たされつつあります。むしろ先取りをして満たそうとしている現実もがございます。そこから、何々しよう、自分はこう思う、こういうことをしたいのだ、そういう意欲は本当に生まれてくるのでしょうか、そういう疑問を感じます。

次に、健康な自然、これは健康なというところに私はアクセントがあると思うんですが、健全な環境と考えてもいいかもしれません。環境の中にはさまざまなものがあるでしょう。地域社会もありましょうし、それからそれを支えているさまざまな団体もあるかと思えます。そういう中で子供は成長していくのだということだと思います。

三つ目は、そこに親の姿があれば、これは子供は育つのです。こういう言葉だと思います。親の姿は、俗に古くから「親の背中を見て子は育つ」と言ってますけれども、必ずしも親の具体的な姿であるというわけではありません。それはかかわり合いだと思います。親が子供に、子供が親に、どうかかわっていくか、家族がどうかかわっていくかということだろうというふうに考えています。

親の姿が見えなくなったとよく言われます。逆に親が子供に姿を見せなくなったというふうに言うこともできるかもしれません。この点については批判があるかと思えますけれども、親が本当に自分の子供にこう育っ

てほしいんだということを真剣に語りかける場面があるでしょうか。あるいは、語りかけなくたって行動で、あるいはその家の雰囲気の中で感じ取るような場面が、私はだんだん少なくなっているという現実があると思います。これも一つの大きな変化だと思います。

もちろん、職業と住居の分離があります。職住分離があります。その他さまざまな勤務形態の変化もあるでしょう。そういう状況の中でこういう事態が発生するということもあります。(発言者あり)

次に、申し上げます。子供たちの姿も変わっています。

佐藤 清議長 静粛にお願いします。

大谷昭男教育長 子供たちは個室を持っています。携帯電話を持っています。テレビもあります。そのなかかわりが少なくなっています。私は今、一番大切なのは、そういう失われていった子供を支えていたものを一つずつやっぱり大切にしていける必要があるのではないか。私はこの食事というものも、弁当というものも、そういう意味でとらえていきたいというふうに考えます。

以上です。(発言者あり)

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 先ほど私が 2 問で質問をいたしました、母親と教育委員会の責任者を交えた話し合いについての答弁はまだいただいておりません。3 問で答弁していただきたいと思います。

それから、今、教育委員長からも、教育長からもいろいろありましたけれども。愛情弁当論について教育長からありましたけれども、それは弁当というのは、その家庭家庭によってさまざまな違いがあつていいんだというようなことをおっしゃいました。私ももちろんそうだというふうに思います。ですけれども、やっぱり中学生ぐらいの子供たちが、余り見ばえのよくないといいますが、そういう弁当を持参すれば周りの目を気にして非常に恥ずかしい思いをするというようなことも実際にあるわけです。

ですからこそ、学校給食では同じものをみんなで食べる、そういう楽しさを味わわせると。そうして豊かな人間性を育てるんだということを目指していると思うのです。

家族のさまざまな味とか、好みとか、そういうものは、やっぱり朝と晩とでもそれは十分にできるのだというふうに思います。給食の中では、今、核家族の中で失われているその家庭家庭の伝統的な料理とか、郷土の料理とか、そういうものもいろいろ交えながら伝統の食を守っていくと。そしてそういう味を子供たちにも伝えていくということをしているわけで、決して家庭の味が壊されていくというものではないというふうに思います。

今、家庭の教育力というのが非常に低下しているというふうに言われていますけれども、この家庭の教育力が低下したということも、やはり、今の時代の流れというものが非常に大きくかかわっているのではないかと思います。核家族化が進んでおります。そういう中で、お年寄りと子供とのかかわりとか、またお嫁さんがお姑さんに対する心遣いとか、そういう遠慮とか、そういうものもなくなっているということは事実だと思います。ですけれども、それを個人の努力とか、あるいは個人の責任にすりかえるということではできないのではないかと、その家庭の教育力を高めるということは、一体だれがするのかということなんですね。それは、地域ぐるみ、また社会ぐるみでやっていかなければならない問題ではないかというふうに思います。ですから、弁当を持たせないというのが、家庭の教育力が低下するというふうに短絡的には言えない、そういう問題がその根底にはあるというふうに思います。

ですから、教育委員長もこれからはいろいろ勉強していかなければならないというようなことをおっしゃいましたけれども、やはり、子供たちの健全な成長のためをみんなが考えているわけです。ですから、それをどういうふうにしたら達成できるかということをお母さんたちの声も聞きながら、そしてどういうふうにしていったらいいのかということ、これから一緒に考えていく時代ではないかと私は思います。

この教育委員会が、給食を実施しないというふうに結論づけたときの検討委員会、その検討委員会の皆さんは今もういらっやしませんし、解散してないわけですし、そのときの教育委員の方というのも今もう教育委員をしていらっやらないというふうに思いますけれども、当時のままのそのままの答申をいつまでも持続しなければならないというようなことではないと、もう一度改めて見直しをするということも必要なのではないかと私は思います。ぜひそういうことも検討していただきたい。

私たちはこの給食を実施してほしいという市民の大きな願いがあるわけですから、その願いを実現させるのも行政の仕事ではないかと、そのいろいろな願いをかなえるのも行政の仕事ではないかというふうに思いますので、これからもそういう背景を実現させるために私たちは頑張っていきたいという決意を申しあげまして、第 3 問といたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 今、子供たち、御父兄の皆さんのいろいろな考え方に基づいてやるのも教育委員会の仕事ではないかというふうなことをおっしゃいました。当然そうだと思います。しかし、その根底には、もっと根底には子供の幸せはどうあるべきかというふうなことを考えた上で、御父兄の御意見も聞きながら我々が執行していくというのが一番正しいやり方ではないかというふうに思っております。

それから、話し合い等については事務局の方から答弁させます。

佐藤 清議長 教育長。

大谷昭男教育長 話し合いの場、2 問でお答えするのを忘れました。大変失礼いたしました。検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

佐藤 清議長 暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 48 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋勝文議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 6 番、7 番について、11 番高橋勝文議員。

〔11 番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 それでは、通告番号 6 番、7 番につきまして質問をいたします。市長の誠意ある答弁を期待いたします。

まず、通告ナンバー 6 からいきます。食の安全安心につきまして、土壌残留毒性対策の充実につきましてお伺いをいたしたいと思えます。

2 月 25 日の新聞報道によりますと、佐藤市長は県下 13 市の市長会におきまして、副会長に選任されたと、このような報道がなされました。そして、記事の中では平成 15 年度におきまして市長会の重要事業について、食の安全安心における土壌の残留毒性対策の充実が掲げられておったようであります。

現在、県議会におきましても「山形ブランド復権元年」と称し、県産農産物の安全確保対策につきまして、生産から販売までの各段階におきまして施策を複合させ、平成 15 年度から 2 カ年間、どこにも負けない山形ブランドの確立を目指し、一つ、生産者の意識改革、二つが、出荷前の残留農薬の検査、三つが、トレーサビリティの導入検討を核としたシステムを指導するようであります。

自分も農業者の一人であります。ゆえに農薬等の研修会、樹種組合の組織の検討会に参加いたしました。昨年とは打って変わっての出席者に驚きを感じたところであります。真剣な目つき、そしてメモ記帳は、必ずや県そして寒河江、西村山の掲げる安全安心農産物生産流通システムが構築され、さがえ西村山農産物安全安心が実現されるであろうと、このように肌で感じてまいりました。

一つの問題が提起されますと、次の問題、そして課題が生じるのが世の常であります。歴史を顧みるとき当然の成り行きと思いますが、昨今、急浮上した問題は、当初から懸念されてまいりました土壌残留性農薬であり、土壌汚染による土壌残留毒であります。

県におきましては、昨年 12 月に県内キュウリ生産販売農家の土壌サンプル分析結果を踏まえて、作型の早いキュウリ作付予定地から順次、土壌残留毒性農薬の分析を進めているようであります。これらの調査結果も出てきたようであり、それらの調査結果に基づきまして事後対応、普及活動におきまして J A などと一体となりまして改善策を推進しているようであり、そして、今後調査対象となりますトンネル、さらには露地、夏秋栽培につきましても継続的に土壌サンプル分析を実施する方針で、県内におきましては、約 2,200 カ所見込んでおるようであります。

一難去ってまた一難、B S E 発生以来、昭和 50 年当時、失効となった農薬までさかのぼり今日の課題となることを予想したのは、ごくごくわずかの関係者であったと私は判断をしております。

今日の農薬取締法上における指定農薬の中で失効となっている薬剤の残留性は、私見でもありますが、私の見解であります。エンドレスの土壌残留になりかねないと思っておりますので、以下質問をいたします。

一つ、当管内より作付転換等の指導の目安となる分析値を示した箇所は私はないと思っております。また、土壌の形態より土壌に吸着されにくい地区での栽培が歴史でありましたので、問題視されないと私は判断いたします。しかしながら、安全を積み重ねることが産地としての存続、これらが図られるというようにもなりますので、転作田以外の従前からの畑地についての作物選定対応をどのように進めていくつもりなのか、お伺いをいたします。

二つ目、土壌残留性の塩素系薬剤は、さきに申しあげましたようにエンドレスの残留と言われております。東京都はもちろんのこと各県でサンプリングされ分析調査されるものと予測をしております。基準値を超えれば産地、さらには出荷者名まで公表されるがゆえに、事前検査が最も重要性を帯びてまいります。現段階では

キュウリを対象として県におきましては分析調査をしているようですが、吸収されやすいとされている品目についても安全安心をより早く構築するために、サンプル検査を実施する考え方はないのかをお伺いいたします。

三つ目、県産米安全生産推進事業が新規に平成 15 年から 17 年の 3 力年におきまして取り組みが実施されようとしております。主食であります米の安全性について立毛期における実態調査として県内の休廃止鉱山、下流域などにおける産米の立毛調査を実施すると聞いておりますが、当市におきましての基本的な姿勢をお伺いいたします。

今、三つの質問をした中でありますけれども、答弁はできれば総論でお願いしたいと、このように思っております。

次、通告番号の 7 番、土地利用につきましてお伺いをいたします。まずもって、開発行為を伴わない建築物の建築等の行為は、開発行為の許可を得る必要はありません。建築基準法による建築確認制度は建築物に対する規制であって、健全な都市づくりを図るものであることを承知をして質問をいたします。

国の中心市街地における市街地の整備改善及び商業などの活性化の一体的推進に関する法律に基づきまして、当市においても中心市街地の活性化を目指すため、駅前土地区画整備事業の着手を初めといたしまして、さまざまな有利な補助事業を取り入れ、寒河江市中心市街地活性化基本計画にのっとり推進されて、平成 16 年度をめぐりに完成を迎えようとしております。あちらこちらで建設機械のつち音が聞かれて、事業完了後は見違えるほどの町並みが形成されることを寒河江市民すべて期待をしておるところであります。

当該エリアは地区計画にのっとりお互いにルールを守り、住みよいまちづくりを進めるため精力的に行政におきましても話し合いを重ねてまいったことにつきましては、敬意を表するところであります。しかしながら、エリア外において問題が提起されているようであります。それは、高層建築物が建設されることによる地域住民の環境の変化に対する不安であります。

建築物を建設する場合は一定のルールに基づきまして行政庁などの許認可を受け、さらに法律などに準拠し、設計、さらには管理を行い完成の運びとなるわけではありますが、幾らルールに基づくものであれ、近隣の居住環境が著しく変化することが予測される場合においては、事前に近隣の住民に対し、建築物の確認申請を受理する段階において、建築主及び設計業者に対し、近隣住民への不安を解消する手法、そして、説明責任を課すような方法を市独自で検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。そして、高さが 10 メートルを越すような建築物の確認申請の際において、近隣居住者に対して不利益とならないような指導要綱などをつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、寒河江市開発指導要綱についてであります。当該要綱が施行されたのが昭和 63 年 5 月 1 日であります。その要綱の中では公園におきまして、事業者は公園等の施設を市長と協議の上、設置し、事業完了後図面を添えて市に無償で提供するものとなっております。当該要綱が施行される以前に開発されたところでありますが、いまだに公園が開発行為者所有となっているところがあります。何年か前にも質問を申しあげましたが、現在どのような進捗状況となっているのか、お伺いをいたして第 1 問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、残留毒性対策の問題でございます。

土壤残留農薬問題につきましては、平成 5 年度から 14 年度までの 10 年間で、山形県産キュウリから 9 件の食品衛生法で定める基準以上のドリリン系残留農薬が検出されたと聞いております。これらの農薬は昭和 29 年以降殺虫剤等で全国的に広く使用された農薬で、土壤残留性が高いため昭和 50 年に登録が失効したものでございます。

このため、県では農産物の安全な産地づくりを推進する観点から、昨年 12 月から緊急にキュウリ栽培農家の園地の土壤農薬分析を実施しているところであります。

本市においても、これまで半促成、無加温栽培農家 8 戸の土壤分析調査を実施してきましたが、残留農薬は検出されませんでした。また 3 月には、トンネル早熟、露地夏秋栽培、抑制栽培農家 6 戸についても検査を実施することにしております。

さて、御質問がございました、従前からの畑地について残留性が高いと思われることから、キュウリ以外の作物選定の指導でございますが、エンドリン系の土壤残留性については、粘土性土質に多く残留し、砂れき性土質については残留性が少ないと言われております。

本市のキュウリ園地の土質は砂れき土のところが多く、過去に使用した経過がある場合でも残留性が少ないものと言われておりますが、いまだ未検査のところもありますので、これからのキュウリ園地における土壤残留検査の結果を見ながら、新たな作物選定については生産者と十分に相談してまいりたいと思っております。

キュウリ以外の吸収されやすい作物の検査についてでございますが、キュウリ以外で吸収の高い作物としては、ニンジン、ジャガイモなどがありますが、県では現段階でキュウリ以外の作物について実施する考えがないようでございます。なお今後、実施の方向性が出された場合には、本市としても協力してまいりたいと考えているところでございます。

県産米安全生産推進事業、いわゆるカドミウム調査についてでございますが、平成 14 年度の県産米から食品衛生法の基準値を超えるカドミウム濃度が検出されたことから、県において緊急に県産米安全生産推進事業を立ち上げ、平成 15 年度から 17 年度までの 3 年間で県内の休廃止鉱山下流域 450 カ所の立毛調査を実施し、実態把握と事前調査により汚染米の流通防止を図ることになったものでございます。本市におきましても、廃鉱となった幸生銅山を上流に抱える熊野川があり、この水系にかかわる地域が調査対象になると考えられますので協力をしてまいりたいと考えております。

次に、土地利用にかかわる問題でございますが、一つは、建築基準法に照らしての問題でございます。

御質問の建築物は本町に新築されるホテルのことと思いますが、このホテルの建築確認申請が市に提出されたのが、昨年 11 月 27 日でありました。御案内のように、建築物を建築しようとする場合は建築基準法の定めにより、県の建築主事の確認を受け、確認済みの交付を受けなければならないことになっているわけでございます。建築確認については、申請窓口である市を経由して山形県の建築主事が確認することになっております。市では、申請に係る建築物が容積率、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線、日影規制など、建築基準関係規定に適合しているか、さらに敷地、接道等の現状調査を行うなど、事務処理を行い、確認機関である県に進達する流れになっております。

本件においても、これらのチェックを行い、一部不足書類があったことから、平成 14 年 12 月 3 日に正式に受け付けし、翌日、県の西村山総務建築課に進達しておるわけでございます。県においては、建築主事による建築基準法や山形県建築基準条例の諸基準に基づく審査を経て、12 月 27 日に建築確認の通知がなされてい

るところでございます。また、電波障害防止に関する誓約書並びに対策協議報告についても市の指導要綱に基づき提出されております。

市の行政指導であります。本件の建築確認申請された段階で、10階建てという市内でも初めての高層建築物であることから、建築基準法や県建築条例の規定による要件を満たしていても、後にトラブルのないようにと考え、建て主に対し近隣住民に説明会を開催するよう口頭であります。行政指導として要請をしていたところでもあります。

建て主側からは、近隣住民個々に説明しており、問題はないと報告を受けていたところでありましたが、本年の1月14日に近隣住民の1人が担当課に見えられ、ホテル建設による住環境や防災上の影響、不安などについて相談を受けたことから、まだ近隣住民への周知が不十分と見受けられましたので、近隣住民への事業説明会を開催するよう担当者から建て主に対し、再度要請をしたところでもあります。

そんな中、1月22日の市長相談日にホテル建設に伴っての問題について、近隣住民十数名が市役所に見えられ、建て主に要望書を提出していることや、地域住民の不安解消のために行政指導をしてほしいなど、私が直接相談を受けたところでありました。私としても早速建て主から状況を聞くとともに、近隣住民への事業説明を行い問題解決に当たるよう、要請をしたところでもあります。建て主側では、市担当課からの説明会開催要請と近隣住民からの要望書提出を受け、1月26日に説明会を予定されており、市としても注目をしていたところでありました。

その結果について、建て主からの報告を受けるとともに事業説明を受けての住民側の代表の話をお聞きするに、住民がまだ納得されていない状況も見受けられたことから、私の方から地域住民の生活環境、特に日影時間が短縮になる設計見直しを決定していただくよう要請をしたところでもあります。

その後、建てる位置を南側にスライドすること、それから、高さを低くすることにより沼川を挟んで北側民地への日影時間を短くする設計見直し案、さらにブラバシーの保護からもホテルの1、2階の部分の窓に目隠しを取りつけること、さらに車と歩行者の安全の確保のため一龍橋の改修も考えること等、そういう案が出されて、先般2月11日に市の担当者も同席する中で2回目の説明会を実施してもらったところでありました。

この2回目の説明会で、さまざま意見は出たようでありましたが、一定の理解は得られたように報告を受けておるところであります。ただ、住民個々にそれぞれ違う不安を抱えている方もおられるようであり、また、建築物が形をあらわさないとうわかない問題もありますので、建て主側は、今後においても近隣住民からの申し入れについて、誠意を持って対処することと、市に相談窓口を開設することを約束し、住民側もこれを了解して説明会を終えているところでございます。

御質問の今回のようなケースが発生した場合、今後行政としてどう取り組んでいくかということですが、これまで、本市における中高層建築物は、フローラSAGAEの5階建て、高層共同住宅で7階建てが最高であり、今回のような住民とのトラブルもなかったのが現状でございます。現在、本市における中高層建築物に関する指導要綱としては、中高層建築物等による電波障害防止に関する指導要綱を県内でも他市に先駆けて昭和59年9月に定め、地盤面から10メートルを超える建築物による放送電波の受信障害に対し、紛争を未然に防止しているところでございます。

電波障害以外の諸トラブルを未然に防止する方法としては、中高層建築物を建てることの情報について、市に建築確認申請が提出される以前に近隣住民に対して知ってもらうこと、事業計画を理解していただくことがまず必要ではないかと思っております。全国的に高層建築物の建築に関する住民訴訟が数多く発生しており、県内においても問題となったケースもありますので、本市においても高度な市街地が形成していく過程で、住民の生活環境を守ることは重要なことでございます。

これを機会に行政側の指導等について、他市の方策も調査研究し、現在定めている電波障害防止の指導要綱に日照障害等も対象にした要綱を検討してまいりたいと考えております。建て主側にも事前に建築物を告知す

る看板等設置をするとか、関係周辺住民の居住環境に及ぼす影響等に十分配慮する責務を持っていただきたいと考えております。

次に、開発指導要綱についての御質問がございましたので、お答えいたします。

開発行為で設置された公園が、いまだ市に帰属されず所有権が開発行為者になっているが、その後の進捗状況はどうなっているかという趣旨の御質問かと思えます。この質問につきましては、平成9年の12月議会でもなされているところでございます。

当時、開発行為に設置された公園で市に帰属されていないものが2カ所ございましたが、うち1カ所については市に帰属する方に対し市に帰属されるよう、要請をしているところでございますが、いまだ、市に帰属されていない状況でございます。

この公園は、昭和53年に開発許可を受け整備されたもので、当時はその後においても段階的に隣接する地域を開発区域として拡大していく計画があったようで、その間、この公園を開発行為者が管理することで所有権も開発行為者名義になっているものであります。この公園は、開発許可基準にのっとった施設であり、土地を求められた住民が利用される公共施設でありますので、他の目的に利用されることにはならないものでございます。開発行為者が最近亡くなられておりますので、今後相続された方と公共施設であるこの公園について、市に帰属されるよう協議を進めてまいりたいと、このように思っております。以上です。

佐藤 清議長 高橋議員。

高橋勝文議員 答弁、まことにありがとうございました。若干だけ、2 問の方で要請等も含めてさせていただきます。

最初に、食の安全安心でありますけれども、先ほど市長の方から出なかったと、さらには出るような土壌環境でもないということで喜んでおる中でありますけれども、きょうの新聞等を見ても、県議会の中では作付転換指導の中でそれに要する費用についての、県の方での支援策を検討するやの記事があった中であります。私は、ここで申しあげておきますけれども、作付転換誘導された作物が生産の増加につながって、需給バランスを崩して市場価格が生産費を割るようなことにもつながるおそれがあると、そのように私は理解をします。

例えば、キュウリからトマトなどへの転換は、トマトが生産過剰の憂き目に遭うということで、トマト栽培者は平成 16 年度の販売について非常に心配されるということも私考えておりますので、質問ではありませんけれども、そのような見方もあるんだということもひとつお話だけさせていただきます。

それから、土地利用についてでありますけれども、今回の地域住民の不安はどこから出てきたのかなと、こう思って、考えてまいりますと、自分の区域、そして自分が持っている土地などがどのような用途区域に入っているのかわからないということから問題が出てくるのではなからうかと思う次第であります。

建築基準法など、そして日影の規制などは、用途区域によって大幅に差があるわけであります。住居区域は住居区域の制限があって、商業区域は商業区域の制限があると。自分が住んでいるところが第 1 種とか第 2 種とかそういう住宅エリアであるという認識から、商業区域がその図面の中でもある中で、そういういろんな御意見が出てきたのではなからうかと思っております。

先ほど、市長からさまざまな視点の中で今後とも他市の調査などを研究しながら日照障害なども加味して、という一つの答弁があったようでありますけれども、私は、今地域の方々にあなたは用途区域の中でどの用途に居住しているんだかということ、もう少し市民に対して教える必要があるのではなからうかと思っております。余り規制が厳し過ぎますと寒河江のまちづくりにも支障を来すという反面もあるわけであります。よって、その辺のバランスが一番大変だと思っております。何らかの手法であなたはこういう地帯に住んでいるんですよと、ここは準工とか、それから商業エリアになっているんだよというようなことを示す、指導する、お知らせする一つの広報などもすればよいのではなからうかと、このように思う次第であります。その辺、御検討方、お願いできれば幸いです。

そして、いまだ開発行為の中で市の所有になっていない公園等につきましては、さまざまな事情があると思っておりますけれども、時間かかると思いますが、課税もされてない土地でありますので、その辺前向きに対応していただければ幸いです、このように思っております。市長、答弁あればお答え方、お願いいたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 御意見、御提言がございました。自分が居住しているところの商業区域、住居地域とか工業専用区域とかと、こういうようなことについてもっともっと徹底してこれからの建て主なり、あるいは関係住民に周知徹底することが望ましいのではないかと、いろいろなトラブルが出る前にそういうものを徹底しておく方がよいんじゃないかなという御意見でございますが、御趣旨わかりましたので、何らかの形をとりながら考えさせてもらいたい、このように思っております。

それから、開発行為でつくった公園はもうみんなの公園として使っておるわけでございますから、相続者の方にもなおお話しして市に帰属するように御協力いただきたい旨をお話し申しあげたいと思っております。以上です。

松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 8 番、9 番、10 番について、2 番松田 孝議員。

〔2 番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は、日本共産党を代表し、多くの市民の意見や要望をもとに、以下、通告内容について市長並びに教育委員長に順次質問いたします。

まず最初に、通告番号 8 番、行政改革について伺います。

今、私たちは未曾有の変革のときを迎え、暮らしは歴史的な試練にさらされています。いわゆるバブル経済の崩壊に伴う長期にわたる景気の低迷と後退、さらには将来への不透明感と高齢化少子化の到来を理由に、国は医療、年金、介護、雇用保険など社会保障の改悪に次ぐ改悪で国民に負担増と給付の削減を押しつけています。

その一方で、市当局も財政難を理由に平成 8 年度に寒河江市行政改革大綱を策定し、推進を図るために、平成 10 年 3 月から実施計画をもとに行政改革を行ってきました。この間、行政改革推進のための重点事項第 2 項、時代に即応した組織機構の見直しで、住民の声を無視し、白岩出張所の廃止を強引に実施してきました。行政改革の名のもとに、さらに追い打ちをかけて平成 13 年 5 月に新たな行政改革の目標を示しました。

この背景には、むだな大型公共事業に熱中してきたこれまでのやり方が自治体の借金を膨らませて完全に行き詰まっているのに反省もせず、大型開発を温存し、そのツケが福祉、教育の新たな切り捨てに向けられています。寒河江市が独自で行ってきた幼児学級も今年度限りで 4 地区すべての幼児学級が廃止されるなど、市民に新たな負担が次々と押しつけられる事態がここ数年続いています。

さらに、2 月 6 日の新聞報道によれば、行革推進会議で税務課の地籍調査係を本年度末で廃止すると報道されました。調査を待ち望んでいた農地や山林所有者は強い衝撃を受けるとともに新たな不安を抱えています。明治時代の地祖改正によってつくられた字限図と代々語り継がれてきた境界が時代とともに不明確であったり、測量も不正確であったり、さらに土地登記簿に記載されている内容の違いなど、所有者もその実態がつかめない状況になっています。

新たな問題として、山間部では農林業の衰退で土地に対する執着心が薄れ、隣接者や所在地もわからないまま親から相続し、税金だけを払い続けている土地所有者が増加しています。

国は公共事業などを円滑に進めるために、土地の面積や隣接地の境界などを正確につかむことを重要として、国土調査法を昭和 26 年に制定しました。寒河江市も地籍調査事業を昭和 47 年度から国県の補助を受け、高屋地区から順次調査が行われてきました。市民は、こうした事業が行われることで隣地との境界確認や、土地の正確な位置と面積が正確になったことで土地に関するトラブルが少なくなったとの声をよく耳にします。特に山間部では土地の確認作業に苦勞したこともあって、極端に減少しています。調査を終えた地権者は、生涯安心して子や孫へ継承できると感謝しております。

ところが、31 年も続いてきた事業を当局は住民の意見を聞くこともなく行政改革推進会議で一方向的に地籍調査を休止、また、地籍調査係を廃止するなど、非常に強引で住民不在の強権政治そのものであります。地籍調査の休止理由は一定の役目を果たし、残ったのは山間部だけで、作業が非効率的な面も多く経費がかさむためだとしていますが、それは、当局の勝手な理由であり、市民はどこに住もうとも公平な行政サービスを受ける権利があります。調査を打ち切られた地域住民からは、個人所有分だけでも調査をしてほしいとの要望が数多く出されています。

そこで、伺います。調査を待ち望んでいた市民の声を無視することでなく、地籍調査の手法や事業メニューを変え、継続する方向で再検討をすべきと考えます。

また、地域間の行政バランスを補うためにも、未調査部分について、特に土地所有者から土地調査の申し出があった箇所については少なくとも要望に沿って答えていくべきだと考えます。

以上、2点について新年度から救済措置として事業化に向け再検討すべき課題と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号9番、福祉政策について、憩いの場「老人福祉センター」の諸課題について伺います。

今、我が国は人口の高齢化がすさまじい勢いで進んでいます。国際的に高齢者の比率が人口の7%を超えるとその社会を高齢化社会と呼び、それが14%を超えると高齢社会、さらに高齢者の比率が2割を超えるとまさに超高齢化社会だとしています。既に寒河江市も超高齢化社会に入っており、久しくなっています。

ところが、老人福祉センター施設のある白岩地区は、昨年4月1日現在で高齢化率が31.7%に達しております。高齢化の進行の中で、ひとり暮らしや、夫婦世帯、老人のみ世帯などが年ごとに増加してきています。こうした高齢化の中で地域住民の老後の不安はますます深刻化してきています。今、高齢者に豊かな社会とは何かと尋ねると、安心と楽しみがあれば満足だと言います。安心、すなわち福祉を利用することと保障されることだとしています。楽しみは身近なところの娯楽施設や温泉施設が一番だと言います。

高齢化が進む中で、高齢者が不安や悩みなど社会的要望の変化などに対応できるよう、生きがい対策として、国などの補助を受け寒河江市も老人福祉センターを昭和50年11月に設置しました。この施設は、地域の老人に対し、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人が明るい生活を営まれることを目的に全国1,826カ所に設置されたということであり、あります。

ところが、私たちの周辺では超高齢化に伴って老人福祉サービスのメニューは多様化していますが、問題は利用者が増大し、サービスや施設整備が追いつかない状況となってきています。反面、老人福祉センターなどの既存の施設では利用者の伸び悩みの問題も抱えています。このたびの平成15年度の市政運営に臨む市長の施策の中で、介護保険制度との一体的な運用を図り高齢者の生きがいづくりや介護予防など、在宅高齢者の自立した生活を支援していくとしています。

そこで、市長に伺います。今、老人福祉センターの運営状況を見ますと、開設以来、施設の開館時間が午前10時から閉館午後4時までとなっています。設置以来、28年間もこうした運営を続けてきていますが、住民サービスの点でもっと積極的にサービスを提供するように改善を図るべきだと考えます。最近の社会情勢、生活様式の変化と介護保険制度による福祉サービスの展開などで、高齢者だけでなく国民全体が健康に対する意識が強くなっている中で、施設利用目的の幅が広がってきています。

これまで、施設は老人クラブなどの高齢者団体が主に利用していましたが、ところが最近は、個人で健康のために温泉入浴を楽しむ市民が多くなってきています。特に、地域住民からは老人福祉センターの時間延長、特に入浴時間の延長を望む声が多く出されています。市民浴場を初め、他市町村の温泉施設などは全く利用目的の違いは承知していますが、ほとんどの施設では早朝から夜9時までの営業時間となっています。

また、ここ数年の間に市役所の時間延長、保育所の時間延長を初め、学校施設までが市民に開放されるなど、それぞれ市民の声にこたえていく時代となってきています。同施設も広く地域住民に開放するとともに地域住民の声にこたえ、利用時間の延長をすぐには実施すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、施設利用料について伺います。

現在、老人福祉センターの施設利用は午前10時から午後4時まで1日利用しますと使用料が300円、半日利用で150円となっています。この料金は老人福祉センター施設の中の浴室、娯楽室、集会室などを含んだ料金設定になっています。利用者からは、セット料金となっていることで入浴のみの利用者からは割高な料金になっているとの声が出ております。

他市町村の料金徴収内容を見ますと、浴室とその他の娯楽室や集会室をそれぞれ分割し、入浴のみの利用者

には格安な料金を設定している町もあります。高齢者の自立支援対策の一つとして、老人福祉センターの利用料金の改定を実施すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号 10 番、スポーツ振興について教育委員長に伺います。

スポーツ活動は、健康の保持、増進、体力の向上のみならず、精神的な充足感をもたらすとともに新たな出会いや交流を生み出しています。

また、今日の社会では、人々がスポーツに親しむことは各人の自由な営みでもあることから、スポーツも多様化し、それぞれの専用施設のニーズが高まっております。

近年、若年層を中心にローラースポーツの一つであるスケートボードやバスケットゴールなどが全国的に流行し、本市においてもその人口は増加傾向にあります。スケートボードは人と競技をしなくとも十分楽しいスポーツで、自分のテクニックレベルを確認し、より高度なテクニックを遊びながら他の人から習得し、わざを磨いていくスポーツだと聞いています。それと並行してバスケットゴールを家庭に備えて、今、流行しているスリー・オン・スリーなどのゲームを楽しんでいる青少年や家族を見かけることが多くなってきています。

現在、寒河江市では屋外スポーツ施設として野球場、陸上競技場、テニスコートを初め、高齢者向けのゲートボール場、多目的広場や緑地公園などが整備されていますが、ローラースポーツやバスケットゴールを備えた施設や公園は全くありません。また、これらの遊びは陸上競技場や学校のグラウンドでは兼用して楽しむことはできないために、私たちの周りでは数年前から施設などの舗装された駐車場や公園の片隅で、練習をしている青少年の愛好グループなどをよく見かける機会が多くなってきています。

ところが、駐車場は常に車が入り出る場所でもあり、車との接触事故や公園の一般利用者との間にもトラブルが心配されるなど、お互い不安を抱えている状況であります。しかも、青年たちは、これらの場所を利用しているが、管理者からいつ追い出されるか不安でたまらないと言います。一日も早く安心して利用できる専用施設をつくってほしいとの切実な声が出てきています。青少年の間で人気の高まっているスポーツ、スケートボードやバスケットゴールを利用してスリー・オン・スリーのできる施設整備を検討すべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

また、青少年の愛好者グループが、今、望んでいるのは競技用施設ではなく、身近な場所にいつでも自由にレジャー感覚でスポーツを楽しめる多目的広場の設置を望んでいます。今、寒河江市では目的がない休眠状態の土地や、使用の位置づけがなっているにもかかわらず、ほとんど利用されていない多目的広場などがあります。陵西地区で言いますと西部地区公民館前の多目的広場や、開発公社所有の JR 高松駅前の土地などのほかに、市内には随所にこうした土地が点在しております。こうした休眠状態の土地を利用して若者が自由にスポーツを楽しめる施設の整備を図っていくべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

以上で、第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、地籍調査事業でございます。

御指摘もございましたが、本市の地籍調査事業は昭和 47 年度に着手以来、今日まで 31 年間の長期にわたり取り組んでまいりました。

事業の実施状況につきましては、本市の全体面積 139.08 平方キロメートルのうち、国有地や河川などを除いた全体面積の 80%に当たる 110.87 平方キロメートルを調査対象として、1 筆ごとの所有者、地番、地目、地積の調査測定を行い、その成果として地籍図及び地籍簿を作成し、不動産登記に反映してまいったところでございます。平成 14 年度末での調査実績見込みは、調査対象面積に対し約 59%の進捗率となる予定でございます。これは、県平均の 44.8%、全国平均の 44.5%、これは平成 14 年の 4 月現在でございますが、を大きく上回る実績となっているところでございます。

御案内のように、地籍調査事業の目的の一つは、土地の権利関係の明確化、二つには、公共事業等の円滑な実施を可能にするための土地に関する基礎資料の作成、三つ目には、公租公課等の負担の公平化を図ることありますが、本市においては、住宅地域及び平場の農地については全地区において完了していることから、事業の目的については、ほぼ達成できたものと理解しているところでございます。

御質問の残りの 40%の対応ということですが、面積としては、約 46 平方キロメートルになるわけですが、内訳は山間部の各財産区等の所有を含めた林地が 7 割以上で、他は現況が遊休農地であったり、耕作放棄のため事実上、原野化されている農地がほとんどであると考えております。これらの土地は、売買による移転や地目、筆界等が現況と大きく変わっていてもその登記手続がなされていないことから、一つには所有者の権利関係が複雑になっているケース、二つには開墾地などについて所有者の土地の管理や相続手続が不備のため、所有者自身が自己所有地を明らかにできないなど、調査の事前準備や境界立ち会いなどの段階で相当の時間、これまでの実績ですと最低 3 年以上と労力が必要とされることから、調査の実効性や作業効率上も非常に困難が伴う場所と考えているところであります。

一方、このような未調査区域であっても、現在登記されている字限図や登記簿については、法的に有効であるわけでございますから、これらの土地に関しての一般的な土地取引などの事業行為は可能であると考えております。また、これらの区域においては、大規模な公共事業や土地利用の具体的計画なども現時点では特に把握されておりませんが、仮に公共事業等が実施されることになる場合には、通常はその事業の実施主体で現地測量や登記手続などを行いますので、結果的に地籍調査と同等の効果を持つことになりまして、また、農地としてこれまでどおり使用することについても何ら支障がないことから、地籍調査が未実施であっても現状は特に不利益が生じることはないのではないかと考えております。

このようなことを踏まえて、昨今の行財政を取り巻く厳しい状況をかんがみ、平成 15 年度以降は、未調査区域に対する新たな現地調査は行わないこととし、また平成 16 年度以降は当分の間、本事業を休止することにいたしましたところでございます。なお、平成 15 年度は今年度現地調査を実施した幸生地区の事業成果について国からの承認を得た上で、当地区の地籍簿と地籍図の登記事務を行うこととしております。また、これまでの事業実施済地区における苦情処理などに関する相談業務等については、今後とも継続して対応してまいることとしておりますので御理解を得たいと思っております。

次に、老人福祉センターについての課題についてお答えいたします。

本市の老人福祉センターは高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどのための便宜を総合的に供与する施設として昭和 50 年の 12 月に開設したものでございまし

て、その後昭和 57 年度には付設作業所を、昭和 63 年度には屋内ゲートボール場を開設し、多くの高齢者に利用され喜ばれているところでございます。最近の利用状況を見てもと年間 1 万人を超えております。1 万人ですから 1 日平均約 30 人でございます。市外の方の利用が若干減少しておるものの、まだ多くの市民が利用している実態にあるかと思えます。

御案内のとおり、施設の利用時間は午前 10 時から午後 4 時までとなっておりますが、これは温度 22 度の源泉を入浴可能な湯温まで加熱しながら浴槽をいっぱいにするのにおよそ 2 時間を要し、利用終了後の清掃や翌日の準備におよそ 1 時間を要することと高齢者がセンターに集い、種々の活動を行うのに最も適当な時間帯として設定したものでございます。

施設を広く地域住民に開放し、温泉の利用時間についてもこれを延長してはどうかという御質問でございますが、老人福祉センターは、高齢者に対する健康増進その他の各種サービスを総合的に提供することを目的としたものであり、この設置目的に照らしますと、一般に開放するような施設ではないと考えております。

浴場についても、施設利用の一つとしての入浴でありますので、一般開放や利用時間の延長は考えておりません。仮に、時間延長するとしましても、どの程度の利用が見込まれるか、また、そのための経費増大はどうなるかの両面を考えなければなりません。さらには、機械設備の性能から見て時間延長に十分対応できるかの検討や、施設管理の人的体制についても見直す必要があります。

本年度の 1 カ月ごとの浴場利用実績を見てもと、多いときで 1 日当たり 40.5 人、少ないときでは 10.6 人でございます。時間延長したとしましても、利用者は近隣者に限られ、大きな伸びが期待できるか疑問であります。これらのことから、当面は、現状どおりの利用時間としていきたいと考えておりますので、これまた御理解いただきたいと思えます。

平成 15 年度には、給湯・給水等の配管や浴槽の改修、シャワー等の機具の取りかえ及びトイレの洋式化工事を実施することにしております。一層気持ちよく過ごしていただけることになりまますので、さらに多くの方から利用していただくことを期待しているところでございます。

それから利用料金の御質問がございました。

老人福祉センターの利用料金につきましては、集会室利用料とか、娯楽室利用料など個別の利用料として設定しているものでなく、施設全体を低額な料金で利用できるように設定しているものでございます。他市町村では格安の料金だとのことでございますが、施設の規模や管理運営費なども違いますし、それぞれの考え方によって料金設定されているものでございますので、一概に割高とか割安とか言えないのではないかと思います。金額的にも現在のセンター利用料金が高過ぎるとは考えられませんし、今後とも現在の利用料金を維持してまいりたいと思っております。以上です。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 スポーツの振興について、まず、ローラースポーツについてお答え申し上げます。

ローラースポーツには、ローラースケートや車輪が縦一列に並んでいるタイプのインラインスケート、一枚のボードに車輪がついたスケートボードなどがあり、ストリートスポーツと呼ばれ、舗装された駐車場や公園など適度に人目のある場所での若者の姿が見受けられます。専用のリンクや設備には 1,800 平方メートル程度の面積と路盤仕上げが重要な要件とされております。規模が小さい 800 平方メートル程度の多様なセクションを設置したスケートパークを整備するにしても多額の費用が必要となります。

教育委員会として、西部地区多目的運動広場等を考えた場合、ローラースポーツに利用するためには、平坦な同時刻に重要な要素としてかたさが必要であります。適度な硬度がなければ滑走のみならず、ジャンプなどに耐えられなく、ローラーの滑りにも影響があると言われていたことから、整備には多額の費用がかかると思っております。

また、競技を行う上での安全や騒音の問題等もあり、他のスポーツと併用することは困難であると考えております。

次に、バスケットゴールについて申し上げます。1891 年アメリカの Y M C A の教官によって考案されたバスケットボールは、大正 9 年ごろから全国に普及し始め、山形県への移入は、大正 12 年冬、文部省のボール運動普及講習会を受講した寒河江小学校訓導中郷の菅野市郎氏によって伝達されたことから、本市では山形県のバスケットボール発祥の地となり、現在まで盛んに行われ、優秀な成績、人材を残すとともに、本年では 41 回を数える市長杯争奪市民大会にも 22 チームが熱戦を繰り広げました。

御質問のストリートバスケットボールは、アメリカ等で盛んに行われておりますが、学校体育を中心に普及してきたバスケットボールに比べスリー・オン・スリー、ストリートバスケットボールですが、イベントの中の一つとして実施されている状況があると思えます。

また、バスケットボールは、昭和 30 年代から外での競技は少なくなり、さらに学校を初め、施設の整備が進み、現在ではアウトコースでのバスケットボール競技はほとんど見られなくなりました。このことはスリー・オン・スリーにも言えることであり、屋内のコートでも十分楽しめることから、学校や体育施設で対応できると考えております。

したがいまして、西部地区多目的運動広場へのバスケットゴール設置についても、スケートボードと同様に、コートの整備も必要になることなどから困難であると考えます。

教育委員会としては、若者や市民のスポーツニーズにこたえるため、学校開放等も進めておりますが、さらにいつでも、どこでも、だれもが自由にスポーツを楽しめる総合型地域スポーツクラブの設置に向け、これらのスポーツニーズにこたえるべく取り組みを進めているところであります。以上です。

佐藤 清議長 松田議員

松田 孝議員 どうも御答弁ありがとうございました。

では、第 2 問に入らせていただきます。

この地籍調査の中身なんですけれども、私の言っていることと市長の言っていること、ちょっと違うみたいな感じするんですけれども、私は、これまで寒河江市全体、約 60%をやってきた経過を言って、それを残った部分をやはりやってほしいというのが市民の要望なんです。この残った部分は、結局市長は、手続の問題とか、調査に時間がかかるとか、こういう問題を盛んに言われましたけれども、実態として今までやってきた地域もこういう問題、同じ問題は抱えていたわけです。

特に山間部に入るとこういう問題は深刻に今なってきています。高齢化に伴ってやっぱり後継者もない状況の中で、この問題は本当に市民は深刻です。ですから、これを継続してもらいたいという、新聞記事を見て要望を出している市民が数多くおります。やはり、こういう声をもう少し調査した上で廃止とか休止を決定してもらいたいなとは思っているんですけれども、余りにも唐突に出てきた問題です。

こういう問題は、この前も幸生の方といろいろ話した中で、幸生も地区の財産区を開放した中で地籍がまだきちんと終わってなくて、平成 14 年度で大体 6 割方終わったということなんですけれども、あと 1 年すれば全部終わるということで、大変、幸生地区の住民は心待ちにしていたんです。ですから、担当の課にもそういう申し入れはしてあるということなんですけれども、事実、こうした問題が非常に山間部は深刻化しているんです。どんどん人口が流出しているもんだから、今、この時期にやっておかなければ将来的に自分の土地が全くわからない状況になってくるようであります。

この辺ももう少し住民の声を聞いて、できれば第 1 問で申しあげたとおり、やはり要望のある地区あるいは個人の所有地に対して、こういう救済措置をとっていく必要があるのではないかと私は考えます。この辺の考え方について、これまでの休止という言葉は確かにいいんですけれども、結局、将来、全然やらないということにつながるのではないかと私は思っています。全体的に、県とか国の調査平均よりは寒河江市は相当進んでいると市長はしていますが、実質残された部分は本当の山間部で広大な土地なわけですから、これをやっぱり今の時期にぜひ確認してもらおうように、地域住民の声に対して市長はどう考えているのか再度お聞きしたいと思います。

それから、老人センターの時間延長と料金についてなんですけれども、この国の示した老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営に関してなんですけれども、この国の制度の中で時間設定はきちんとなっていないんですね、これは自由で、その自治体で運営する場合にあっては条例で定めるということになっているんです。だから、どういう扱いをしてもいいような条件になっているんですね。そうして今、高齢者も非常に忙しい、老人世帯とか、高齢者世帯が白岩地区などはほとんどですけれども、そういう人たちが非常にいろいろな面で生活していく上で忙しいという人が多くて、日中の 4 時ころまでなんてとても入浴できない、あと周りの世間的な目もあるし、やっぱりそういう問題で何とか時間延長して、夕方の落ちついた時間に入りたいという地元の声もたくさん出ております。

ただ、先ほど市長が言われましたけれども、経費の問題とかボイラーの問題、いろいろな課題はあるでしょうけれども、やっぱり市役所なんか夜間延長もやっていることだし、やはり住民にこたえている部分も相当出てきているんですけれども、なぜ高齢者に対してもう少しこういう考え方を柔軟にしていけないのかなとさっきの答弁を聞いて、ちょっと不思議に思ったんですけれども、これだけの高齢化社会になって、もう少し老人を大切にするためにお年寄りの意見を聞いてきちんとこたえていくべきだと思っております。ですからこの時間延長などもすぐではなくても、さっき、市長が言われましたけれども、センターの設備とかいろいろ改造なされるわけですから、その際にやはりこうしたことも含めてリニューアルオープンというか、そういう形を

とれば非常に住民に喜ばれるのではないかと私は思います。

今、西川町の例を出しますけれども、この同じ老人福祉センターで営業時間が午前9時から午後9時までやっております。この施設もやはり数年前に新装したことによって時間延長と料金設定なども変えた状況も記載されていますけれども、この営業時間とか、使用料なんていうのは自治体で決めるべき問題だと私は思っているんで、こういう老人対策の面できちんとした時間延長出ているのであれば、7時とか9時までとかそういう時間帯を設けていただきたいと思いますなと思っております。

あと、使用料の問題ですけれども、この老人福祉センターの運営について見ますと、老人福祉センターの利用料は、原則として無料にするとあるんですね。それを寒河江市は今現在300円取っているわけですけれども、この300円取っている内容はどういう名目で取っているのか、これをお聞きしたいと思います。国の方針では、原則として無料であるということが出ているんです。ただし、利用に直接必要な経費を下回る額であったならば徴収もできるというところがあるんですね。ですから、この利用に対してなぜこの300円が必要なのか、そのことをお伺いしたいと思います。今、ここの施設センターの利用者が平成13年度で1万566人ですけれども、この施設利用料金が年間287万円くらい入っているんですね。ですからこの経費というのはどういう部分の経費を示しているのか、お伺いしたいと思います。

あと、この施設が一体となっているもんだから全体で徴収しているんだという理屈なんですけれども、今、寒河江市で老人の生きがい対策として生きがい活動支援通所サービス事業をこの施設でやっているんですけれども、この生きがい活動支援通所サービスを利用するに当たって参加者が700円負担しているんですけれども、このときもこの施設を利用しておきながらふろに入るのに新たに150円負担して入らなければならないんですが、こういうちょっとした矛盾が老人の中にいろいろ広がっていて、なぜ施設を利用しているのに新たな150円を出さなければならないのかと不思議がっている人もいますね。だから、この辺もやはり入湯は入湯、施設は施設で分割して利用料金を設定すれば、こういう問題がなくなるのではないかと私は考えますけれども、市長の分割に対する考え方、もう少し検討していただければなと思っております。この辺について市長の再度見解を伺いたいと思います。

あと、スポーツ施設の問題なんですけれども、今、やっぱり若い人はいろいろなスポーツに気軽に入ってくる状況があります。そしてまた、それにこだわらずに短期間で習得されるような、もし高校時代にある程度マスターすれば、それが青年になればやらないとか、そういう考え方で今の若者は進んでいるようで、なかなかこうした専用の施設を要望しても声が届かない状況が私はあると思います。ある程度の協会とか団体があれば、そういう声にこたえていく準備は教育委員会あたりは考えているんでしょうけれども、一部の集団的なものは、一過性とまではいかないんですけれども、そういう状況で、なかなか市民というか、行政の方に意見が伝わらない状況にあると思います。

今、このローラースポーツを文化センターの駐車場で非常にやっておりますけれども、皆さんも御存じだと思っておりますけれども、非常に初めて行く人はびっくりするような現場にも当たるし、非常に周りの人は心配されているんですけれども、こういう人のためにもやはり専用の施設、あるいは公園などにこうした専門的な施設ではなくて遊びのできる施設を設けていただければ、青少年の健全育成につながっていくのではないかと考えております。

そして、こういう遊びをする人たちは非常に人間的に目立ちたい人が多いんですね。ですから、人の集まるところでやる青少年がほとんどなんですね。ですから、本来ならばこういう施設を駅前あたりとか、そういう公園施設に設置するとか、総合的な計画を立てそういう中で施設を整備していく方向性をつくっていただきたいと思いますなと思っておりますけれども、なかなか今の子供は屋内の競技は非常に積極的にやるんですけれども、なかなか外でやる屋外スポーツは一部の人というか、限られた人なんですけれども、そういう人たちにももう少し楽しむような施設を整備していただきたいと思いますなと思っておりますけれども、その辺についてももし見解あればお願い

したいと思います。

以上で第2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 地籍の問題でございますが、先ほど答弁申しあげましたのは、地籍調査の残った土地についてはこれこれの面積がありますし、こういう事情でしませんが、そういうことを申しあげたのでございまして、その辺、議員はちょっと誤解なされていらっしゃるのかなと、このように思っておりますが、るる申しあげましたのは、残った土地はどのような現状にある土地なのかということをお申しあげておりますし、そしてなぜやめたかというようなことも申しあげたつもりでございました。

そもそも個人の権利の及ぶところの土地というものは、基本的には個人でこれは管理するのが建前なわけでございまして、ですけれども地籍調査という事業を取り入れてやっておるわけでございまして、残った土地というものは非常に山間部ということでございまして、あるいは遊休地だということでございまして、もしもこれをやろうとするところには、大変な時間と労力と経費を要するんだというようなことも申しあげたところでございまして。非常に現在の行財政改革の中では、こういう投資と効果というものの考え方というものは、これはとっていかなくちゃならないと、このように思っております。

それから、福祉センターについては、老人福祉センターというものには条例というものがございまして、はっきり設置、それから使用者の資格とか、使用料というのが出ておりますので、何か議員は勘違いなさっているんでないでしょうか。使用料というのは、1日すれば10時から4時まで300円、半日という考えは10時から1時まで、そして午後ならば1時から4時まで半日ということではっきり出ておりますから、時間というものは条例に明確にしておりますし、使用料についても明確にしておるわけでございまして、ですから原則として無料というようなことは、使用料となればというような話でございましたけれども、使用料というのは条例で決めなくちゃならないと、こういうことになっておりますのではっきり決めておるということをお理解いただきたいと、このように思っております。

それから、お年寄りだけじゃなくて、近隣の方々にも夜だけ開いているところを利用できないかということで、前から話があって条例にも入れているわけでございまして、平成14年度中には全然利用者がなかったと、こういうことを聞いておるところでございまして、ですから利用者がいらっしゃる、利用者がいらっしゃるという話でございますけれども、こちらの方が今言ったのは、地元の方の公民館的な利用ということで追加してあるわけでございまして、それらについては、平成14年中には全然御利用がなかったと、こういうことを聞いておるところでございまして。

そのほかの生きがい対策関係で行った方につきましては、ふる代別料金で150円というふうにとられるということでございまして、やはりこれは、私の勘違いだとすれば担当の方からも訂正してもらいますけれども、生きがい対策ということになりますと、それらに付き添って行く方々というのは、いわゆるこの福祉センターを利用する方の資格に当てはまらないということで、多分そういう取り扱いをなされておるのじゃないかと、このように思っておりますので、あくまでもこの老人センターの利用ということは、やっぱりあそこにお年寄りの方々が休んで、語らいをして、おふるに入りたい方はおふるに入ると、こういう全体的な利用ということでの料金設定だと、こういうことにならうかと思っております。残余につきましては、担当の方から申しあげたいと思っております。以上です。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 生きがいの関係について今、市長から答弁あったわけですが、生きがい活動支援通所事業ということで、それぞれの地区の公民館等を利用して、いわゆる生きがい活動ということで皆さんからお集まりいただいて、踊りからあるいはゲームからというようなことでやってもらっております。その場合に老人福祉センターを利用していただいたときにはこの事業に対する個人負担 700 円については、ほかの公民館を使用している場合と同じ取り扱い、ほかの公民館にはない、いわゆる温泉を利用したいという方については、すべての方ではないんですが、それらの方については 150 円のいわゆる入湯料といたしますか、そういった形で使用料をいただくと、これは他の公民館等を使った場合の生きがいの支援通所事業とのバランスの関係でもらわないわけにはいかないという内容でございます。以上です。

佐藤 清議長 社会体育課長。

〔石山 忠社会体育課長 登壇〕

石山 忠社会体育課長 スポーツニーズについてのことにお答えをさせていただきます。

社会体育課といたしましては、外のスポーツ、屋内のスポーツ、そのほかにニュースポーツ、新しいスポーツ、たくさん出てまいりますけれども、各種の競技に対応するためにそれぞれ頑張っているところでございますが、先ほど第 1 問でもお答えがありましたように、学校開放等も含めてそれらに対応してスポーツニーズにこたえていくと、そのための計画あるいは総合型地域スポーツクラブの設置に向けて取り組んでいくということを進めておりますので、その中で包含をしていきたいと考えております。

佐藤 清議長 松田議員。

松田 孝議員 地籍調査の現状の問題について、市長も大分認識しているようですけれども、認識していれば、やっぱりこういう問題は市民から多く出されているんですからその実態をもう少し調査して、やはり第 1 問でも述べたように、個別に申し込みあった人とか、そういう人に対して住民と一緒に共同でこの作業を進める方式とか、そういうのをとれば時間的な対策とか、あと財政的にも多少変わってくるものではないかと思えます。

地籍調査の事業メニューはさまざまありますけれども、いろんな制約あってなかなか難しい条件もあると聞いています。ですから、もしこういう個人的な対策を税の公平性から考えてきちんと要望あった箇所について、お互いが共同してやる方向であれば、市長もある程度考えてくれるのではないかなと私は思いますが、その辺について伺いたいんですけれども、これは個人の財産だから、当然、個人でこれは管理しなければならないというのはわかります。しかし、今現状が市長も言ったとおり非常に深刻な問題となっているんです。私らもいろいろな問題、相続の問題からいろいろ聞いていますけれども、こういう問題をやはり行政としてそれぐらいサービスすることが必要なのではないかと思えます。ですから、この辺についてすぐにではなくても、やはり今後救済措置として検討していただきたいと思えます。

あと、この利用料とか、時間延長、この辺については、寒河江市の条例で定めてあるのは、私もきちんとわかっております。ただ、国の方針として、この料金とか時間の問題はきちんと決めていないんですね。その自治体に任せているような状態です。ですから、高福祉への社会を目指していると市長なんかも話しますが、そういうところにこういう細かいところにもう少し心がけをして、市民から要望あれば時間延長、あとまた料金の問題とか、いろいろ改革していく問題も随分センターはいっぱいあるみたいな感じがするんです。

先ほど、利用者が全くいないという話ですけれども、利用者というのは公民館的な使い方の部分だけですね。土日の夕方までの利用時間とか、会議とか、老人関係の会議、これの利用者がいないということなんです。入浴とかを利用しないというわけではないんです。入浴をする人はもっともっと時間を延長してほしいというのが市民の声なんです。そこをきちんとわかってもらわないと、せっかく延長してもだれもいないという考えであれば、ちょっと誤解ではないかと思えます。

あと、スポーツの方なんですけれども、ローラースポーツとかいろいろ新たな施設もいろんな形でこれから全国的に整備する動きが出ております。ですから、寒河江市でもやはり、チェリークア・パークとかあいている土地が非常に大きくあります。あとこれから整備される緑地公園とか、そういうところにこうした軽スポーツなども楽しめる施設をぜひ展開していただきたいと思えます。やはり、屋外のスポーツは今、若い人が利用する施設がほとんどないんですね。だから今、人を集客する施設なんてことでいろいろな展開を寒河江市でもやっていますけれども、そういう中にもこうした若者向けの施設を今後、事業展開するときに教育委員会の方から要望を出して、総合的な課題として今後検討していただきたいと思えます。

以上で終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 地籍調査のことですけれども、地籍調査にかわる別な事業でメニューはないかと、こういうことではありますが、私はないと思いますし、それは無理だろうと、このように思います。

そして、個別的に希望者だけをやろうというようなことになりましたれば、これは大変なことございまして、市の事業として取り組むということはなじまないだろうと思いますし、希望者だけの土地だということになりますと、これは大変な煩雑な問題になろうかと、このように思っておりますし、そういう個別的なところということに対しての取り組む考えというものは、今のところ持ってありません。

それから、時間の延長できない理由につきましては、先ほど申しあげたとおりでございます。

それから、利用者ゼロというのは、これはあくまでも先ほど申しあげたのは和室使用料ということで、地元の方々からの御希望もあったものですから近隣者の公民館的な使用ということでの利用ということで一言ここに加えたわけでございますけれども、それらについては、全然使用がなかったと。私は何も間違っ理解しておるわけじゃございません。

以上でございます。

平成 15 年 3 月第 1 回定例会

散 会 午後 2 時 4 5 分

佐藤 清議長 本日の一般質問は、この程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。